

船 橋 市

# 行財政改革推進プラン



平成31年（2019年）3月



## はじめに

### 今、そして未来の船橋市のために

少子・超高齢社会の到来、人口減少、社会保障費の増大、働き手の減少による税収減など、今後市を取り巻く社会情勢が大きく変化していくことが見込まれる中で、本市の財政は近年、非常に厳しい状況となりつつあります。

平成28年度より船橋市が策定している「将来財政推計」では、今後、社会保障費や公債費の増大等により、市の貯金である財源調整基金は減少を続け、早晚、予算編成が困難となる状況にまで至ることが予測されています。

いかに困難な状況にあっても、市には、市民ニーズの変化や公共施設の老朽化、必要なインフラ整備などにも対応しながら、市民の皆さまが将来にわたって安心して暮らしていくために必要なサービスを、維持していく責務があります。そのためには、これまでの市の運営体制や事業のあり方等を検証し、見直しを行うとともに、選択と集中による事業の精査、徹底した無駄の削減、積極的な歳入の確保などの行財政改革に、スピード感を持って取り組んでいく必要があります。

このたび、市の行財政改革をより実効性のあるものとしていくため、「船橋市行財政改革推進プラン」を策定しました。この計画では、平成31・32年度の2か年を「集中取組期間」とし、取り組むべき改革の内容を明確にしています。

この取り組みを進めていくにあたっては、サービスの向上を目指しつつ、市民の皆さまに一定の負担をお願いすることも生じます。しかしこの改革は、今、そして未来の船橋市のためにやり遂げなければならないものであると思っています。

市民の皆さまと共にあるこの行財政改革へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成31年3月

船橋市長 松戸 徹

# 目次

## 行財政改革推進プランについて

1	行財政改革推進プラン策定の背景と必要性	6
2	行財政改革推進プランの趣旨・期間・目標	13
3	行財政改革推進プランにおける「6つの柱」	14
4	行財政改革推進プランの実効性の確保と進行の管理	15
5	総合計画との連動	16

## 具体的な取り組みについて

	行財政改革推進プランにおける取組項目（一覧）	17
--	------------------------	----

### 1 業務改善による事務執行の効率化

1-1	業務改善に係る取組方針の策定	20
1-2	業務の棚卸し・見える化	21
1-3	ICT活用	22
1-4	総務事務の見直し	23

### 2 民間活力の積極的活用

2-1	指定管理者制度導入の推進	25
2-2	モニタリングの見直し・第三者評価の導入	28
2-3	指定管理者制度ガイドラインの策定	29
2-4	委託の推進	30

### 3 事業の精査と見直し

	市単独事業の見直し	31
--	-----------	----

<b><u>4 普通建設事業の精査・見直しと公共施設マネジメント</u></b>	40
4-1 普通建設事業の優先順位付け	41
4-2 普通建設事業の適正な進行管理の徹底とコスト縮減	43
4-3 公共施設マネジメント	45
<b><u>5 受益者負担の見直し</u></b>	47
5-1 公共施設の使用料見直し	48
5-2 公共施設の駐車場有料化	52
5-3 国民健康保険料の見直し	53
5-4 下水道使用料の見直し	54
5-5 保育料の見直し	55
5-6 ごみ処理の有料化	56
<b><u>6 安定的な財政運営のための歳入確保</u></b>	57
6-1 市税徴収率の向上	58
6-2 税外収入の確保	60

## 資料編

プラン策定までの取り組み	62
行財政改革の推進に関する市民アンケート（抜粋） 調査結果	63

# 行財政改革推進プランについて

## 1 行財政改革推進プラン策定の背景と必要性

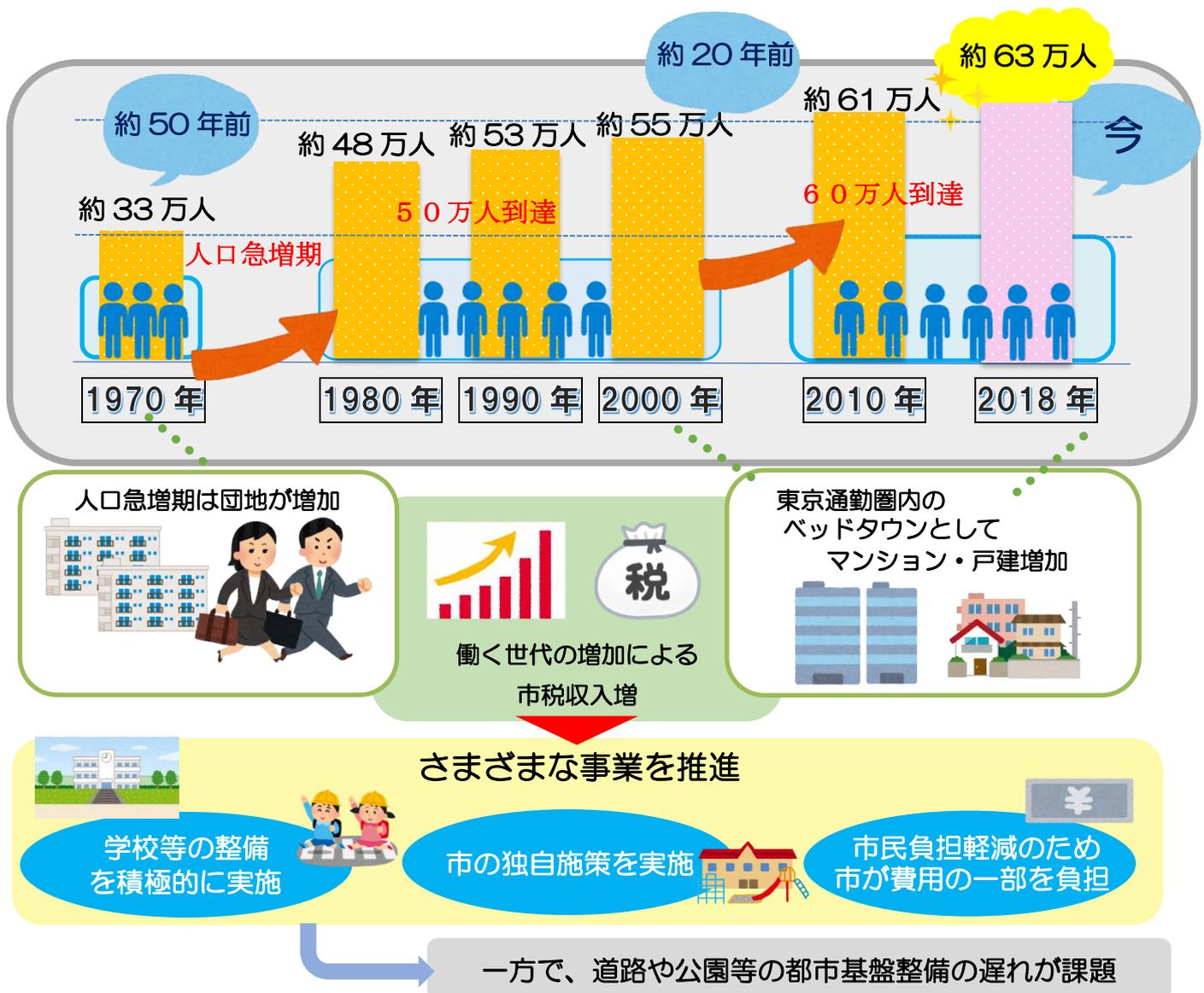
### ①これまでの船橋市の歩み ～急激な人口増に伴う市税収入増に支えられ施策を展開～

船橋市は、高度経済成長期の影響により1960年代から1970年代にかけて大型の団地や宅地が造成され、全国有数の人口急増を経て成長してきました。

この間には市税収入も右肩上がりとなり、学校等公共施設の整備を積極的に行うとともに、さまざまな事業を推進し、市民サービスの向上に努めてきました。

一方で、道路や公園等の都市基盤整備については、急激な人口増に十分対応できず、現在も本市の課題として残っています。

多くの自治体が人口減少の局面を迎えている中、本市の人口は63万人に達し、未だ増加傾向にあります。



## ②今後の船橋市の課題 ～少子高齢化・公共施設の老朽化・公債費の増大～

本市においても、今後は少子高齢化がますます進む一方で、働く世代（生産年齢人口）が減少に転じる時代を迎えます。

こうした人口構造の変化は、介護や医療等の社会保障経費の増加や、市の歳入を支えている市税収入の減少等、市の財政にも大きな影響をもたらします。また今後は、これまでの急激な人口増加に伴い整備された公共施設等が次々老朽化し、その維持・更新に多額の費用がかかると同時に、公共施設等の整備の際の借金（市債）の返済が本格化していくことが見込まれています。

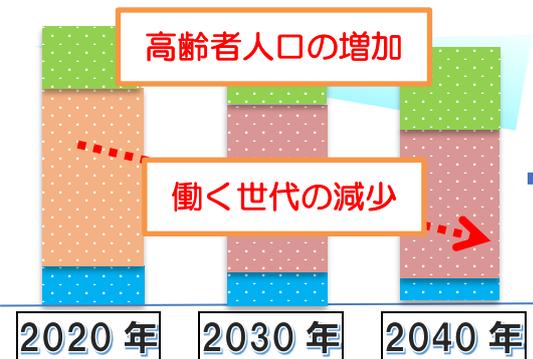
このような厳しい財政状況にあっても、本市は今後も必要な市民サービスや道路・河川等の都市基盤の整備も進めていく必要があります。

### 課題①

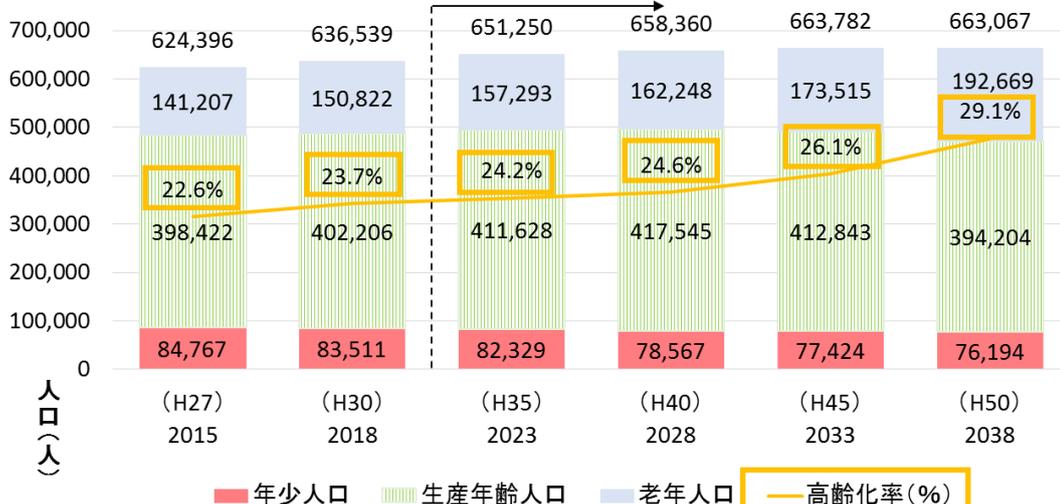
## 少子高齢化がますます加速していきます

船橋市においても今後は、働く世代の減少による市税収入減や社会保障経費のさらなる増加が見込まれます。

市民の約4人に1人が65歳以上に



《今後の人口推計》



## 公共施設は老朽化し、公債費は増大していきます

### ◆公共施設等が次々と老朽化します

急激な人口増加に伴い整備された多くの公共施設等が老朽化し、その維持・更新には、今後多額の費用が見込まれます。



### ◆市債の返済が急激に増加します

近年、船橋市は学校の耐震化や清掃工場の建替え等公共施設等の整備に積極的に取り組んできましたが、それらの多くは国からの補助金のほか、借りたお金（市債）で賄われています。

今後、市債を返済するためのお金（公債費）が増大し、高水準で推移していくことが見込まれます。



### ◆インフラの整備を進める必要があります

厳しい財政状況においても、市民の皆さまが安心して暮らすうえでは欠かせない、道路や河川等の都市基盤の整備を進めていく必要があります。



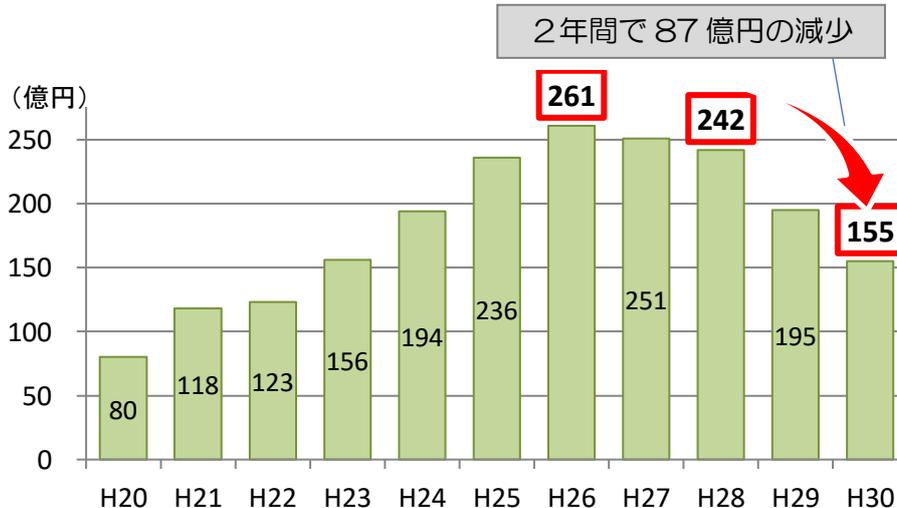
これらに加えて

### ◆支出が収入を上回り貯金が減少しています

市の貯金（財源調整基金）の残高が徐々に減少しており、このままでは近い将来、底をついてしまう可能性があります。



《財源調整基金残高（市の貯金）の推移》



※前年度歳計剰余金積立後

### ③船橋市の財政状況

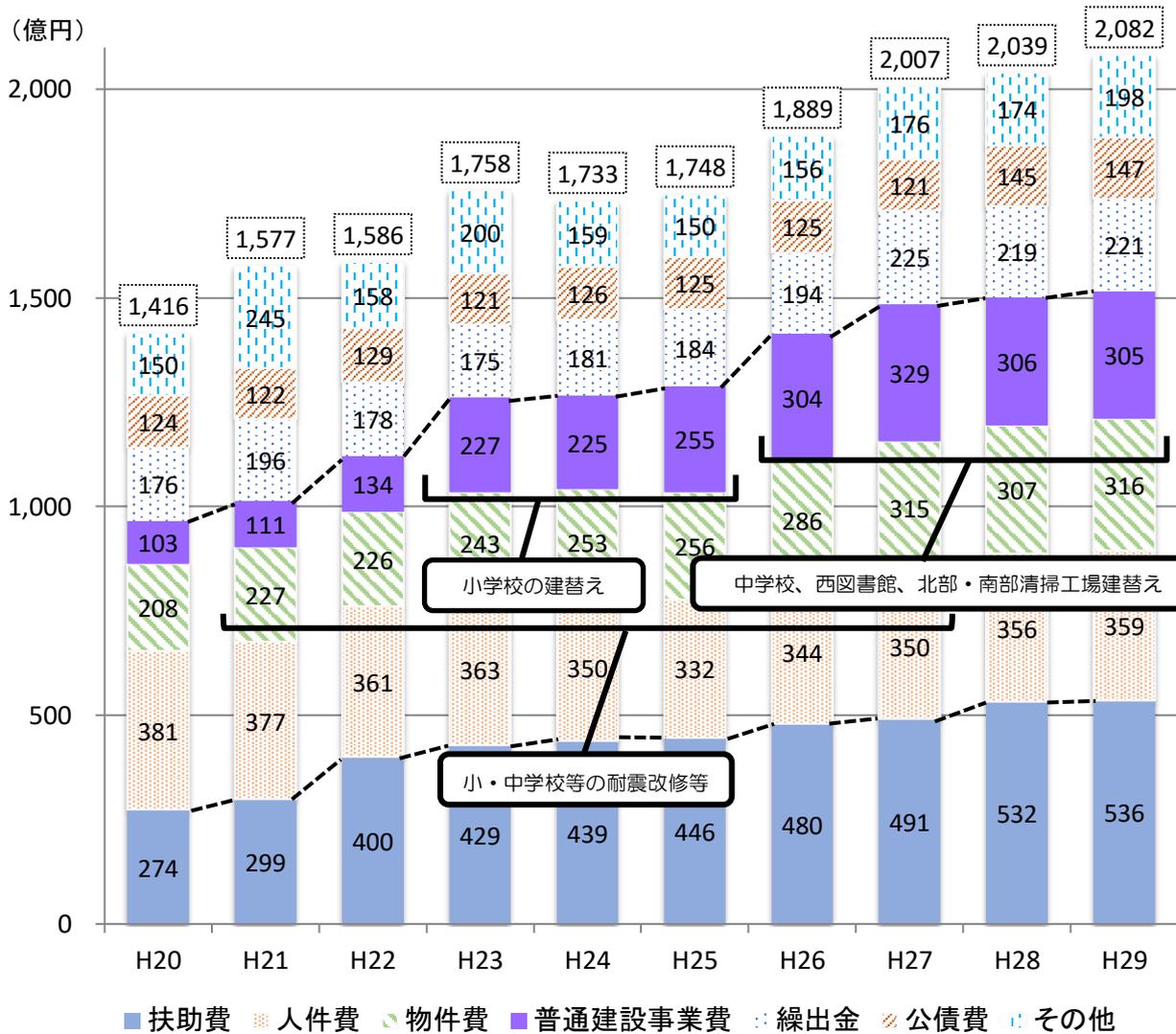
本市の歳出決算額は直近10年間で666億円増加しています。

義務的経費である扶助費は、保育所にかかる経費や生活保護費等の社会保障経費の増加により、10年間で約2倍（262億円増）になっています。

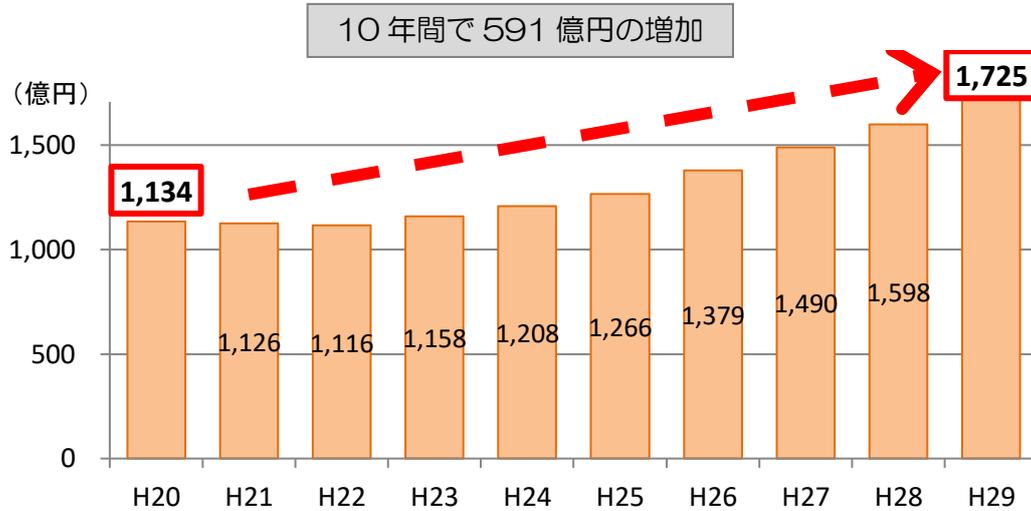
また、投資的経費である普通建設事業費は、平成23年（2011年）3月の東日本大震災を契機として小・中学校の耐震化に集中的に取り組んだほか、老朽化の進んでいた清掃工場の建替え等の大規模な事業を進めてきたことから、10年間で約3倍（202億円増）になっています。

さらに、市債も増加傾向にあり、市債残高は10年間で591億円増加しています。

《一般会計 歳出決算額（性質別）の推移》



### 《一般会計 市債残高の推移》



### ④今後の財政見通し ～将来財政推計においては毎年度歳出超過～

平成30年度（2018年度）に作成した将来財政推計においては、今後も増加が続く見込みの扶助費や公債費、高齢者人口の増加に伴う介護保険や後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の増加等を考慮して今後10年間の財政見込みを作成しました。

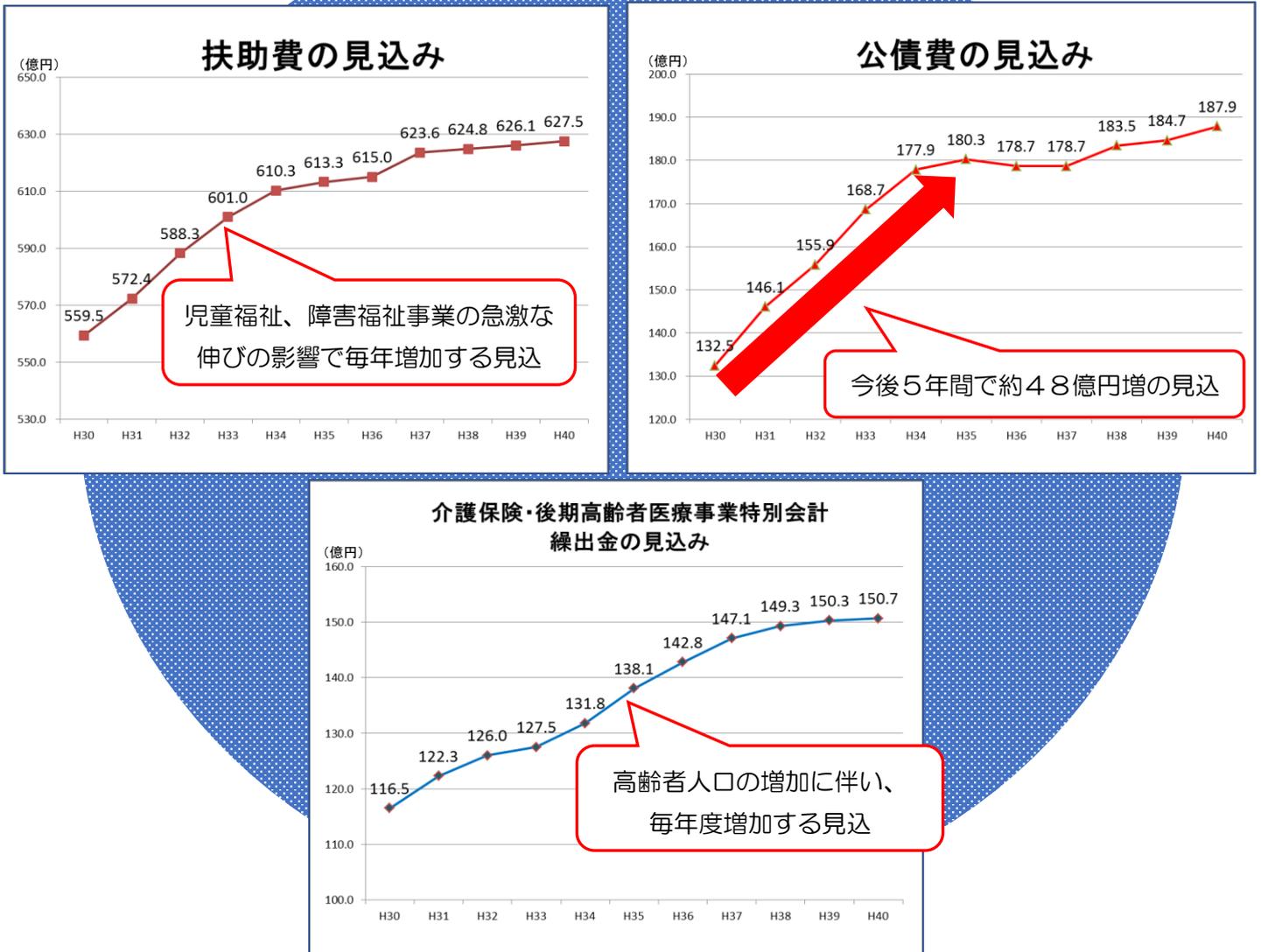
この推計では、今後は支出が収入を大きく上回り、一定程度の財源調整基金を繰り入れたとしても、毎年度30億円以上の財源不足が生じることが予測されています。

### 《将来財政推計（平成30年度版）》

(単位:億円)

	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
<b>歳入総額(A)</b>	2,064.9	2,085.3	2,027.8	2,014.5	2,061.0	2,083.1	2,053.9	2,096.4	2,070.0	2,056.0	2,072.7
市税	999.8	1,001.8	1,003.5	993.1	1,004.9	1,012.3	998.5	1,003.1	1,003.1	990.7	995.9
国県支出金	475.0	480.0	461.0	463.3	468.0	469.5	470.8	483.9	476.3	477.5	475.7
財源調整基金繰入金	48.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
市債	194.5	205.8	138.5	122.5	151.1	161.9	147.2	169.5	146.7	139.0	151.7
その他	347.6	357.7	384.8	395.6	397.0	399.4	397.4	399.9	403.9	408.8	409.4
<b>歳出総額(B)</b>	2,064.9	2,121.2	2,061.1	2,054.5	2,109.9	2,149.1	2,112.1	2,149.9	2,126.7	2,126.4	2,123.8
人件費	356.1	356.4	365.4	364.0	362.0	371.2	365.2	365.8	361.1	368.4	361.2
扶助費	559.5	572.4	588.3	601.0	610.3	613.3	615.0	623.6	624.8	626.1	627.5
公債費	132.5	146.1	155.9	168.7	177.9	180.3	178.7	178.7	183.5	184.7	187.9
普通建設事業費	271.3	287.6	195.9	158.9	199.6	214.0	182.4	198.6	179.4	161.3	167.1
その他	745.5	758.7	755.6	761.9	760.1	770.3	770.8	783.2	777.9	785.9	780.1
<b>収支額 (A)-(B)</b>		△ 35.9	△ 33.3	△ 40.0	△ 48.9	△ 66.0	△ 58.2	△ 53.5	△ 56.7	△ 70.4	△ 51.1

## 義務的経費の増大



将来財政推計では

### ◆毎年度30億円以上の財源不足が生じます

歳入の確保・歳出の削減等により、毎年度30億円以上の効果を生み出す必要があります。



## ⑤ 今後の行財政改革の取り組み

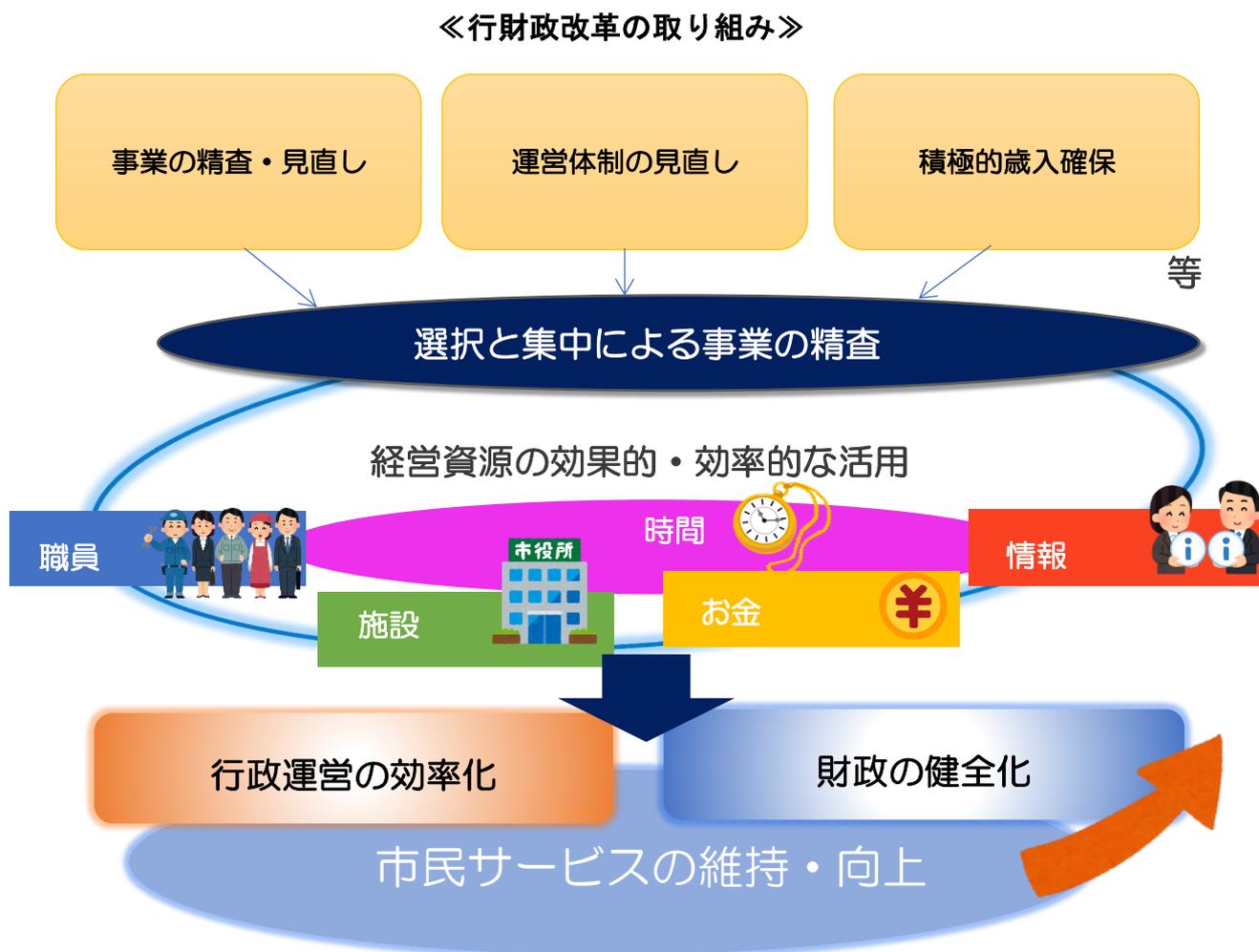
今後、自治体を取り巻く環境が厳しくなっていく時代を迎える中で、本市の財政状況はますます切迫した状況となっていくことが見込まれます。

本市ではこれまで、時代の変化や社会ニーズの増大に対応するために、市の独自施策を展開し、また、市債も積極的に活用してさまざまな事業を実施してきました。この結果、近年は予算規模の拡大が続いていました。

しかし、増加を続ける社会保障経費や未だ十分でない都市基盤整備等多くの課題を抱える中で、このままの行財政運営を継続していくと、市民サービスを維持していくために必要な財源は、確実に不足することが予測されます。

このため本市では、今後、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくために、事業の精査・見直し、積極的な歳入確保等、徹底した行財政改革を進めます。

また、限られた財源や人材等の経営資源を、選択と集中により真に必要な事業に重点的に配分し、行政運営の効率化と財政の健全化を図るとともに、必要とされる市民サービスの維持・向上を目指します。



## 2

## 行財政改革推進プランの趣旨・期間・目標



## 趣 旨

今後、多様化する市民ニーズに加え、高齢化のさらなる進行、人口減少等の社会情勢の変化が見込まれます。このような中で持続可能な行財政運営を行っていくため、これまでの本市の運営体制を抜本的に見直すとともに、選択と集中による事業の精査・見直しや積極的な歳入の確保等、具体的な取組内容を「行財政改革推進プラン」の取組項目として整理し、行財政改革の推進を図ります。



## 期 間

平成31年度（2019年度）・32年度（2020年度）の2か年を「集中取組期間」とし、行政運営の効率化・財政健全化に向けた取組メニューを集中的に実施します。

（中・長期的なものについては、平成33年度（2021年度）以降の取組時期についても記載します。）

行財政改革推進プランの期間

**平成31年度(2019年度)～32年度(2020年度)（2か年＝集中取組期間）**

（※中・長期的なものについては、集中取組期間以降の取組時期も記載）



## 目 標

行政運営の効率化・財政の健全化による、必要とされる市民サービスの維持・向上

行政運営の効率化

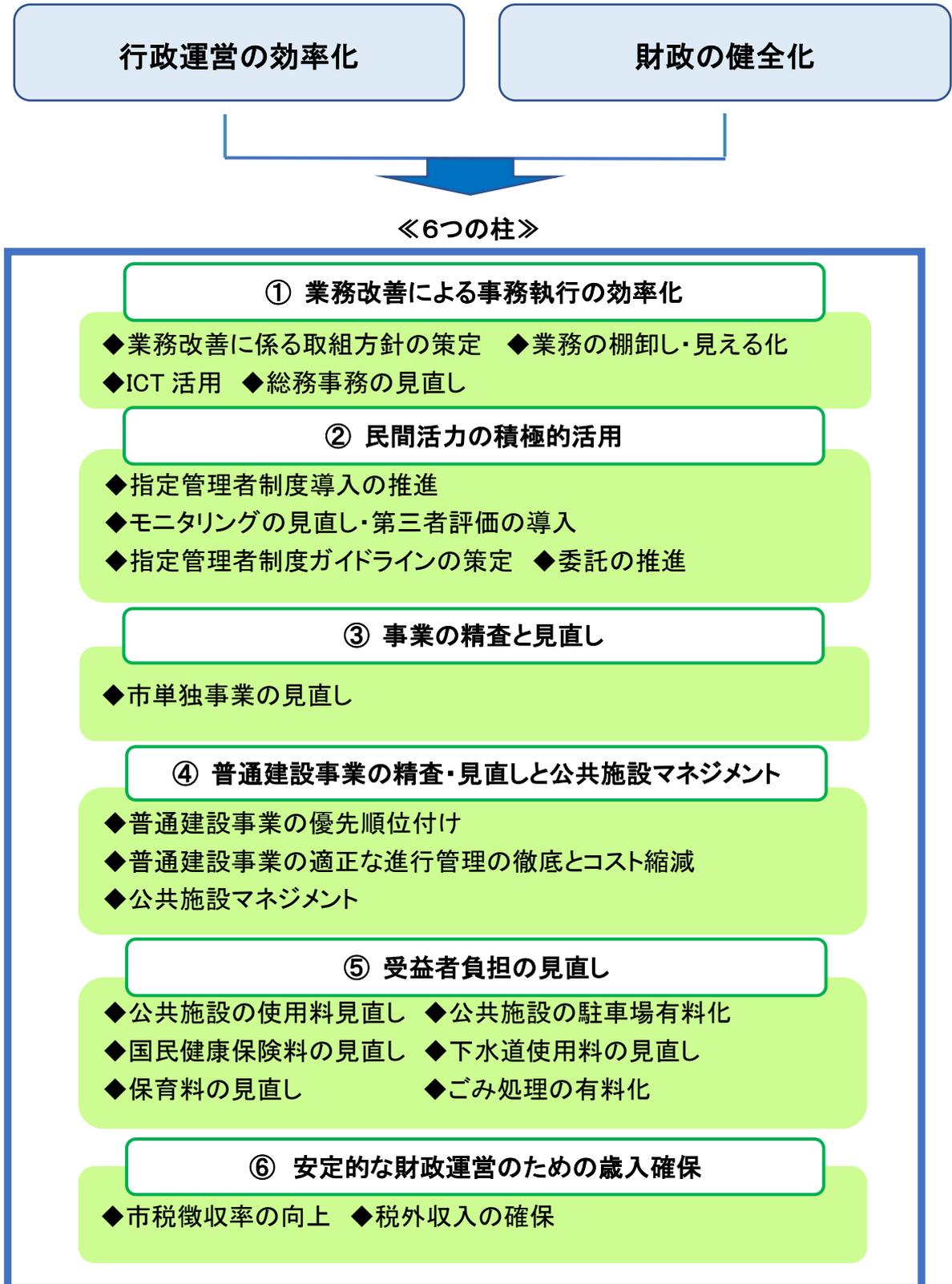
財政の健全化



必要とされる市民サービスの維持・向上

## 行財政改革推進プランにおける「6つの柱」

行財政改革推進プランにおける今後の取り組みを以下の「6つの柱」に分類します。



## 行財政改革推進プランの実効性の確保と進行の管理

### (1) 行財政改革推進プラン全体の管理

行財政改革推進プランの実効性を確保するため、行財政改革推進本部において進捗状況を管理するとともに、その取組結果を公表します。

### (2) 行革レビューの実施

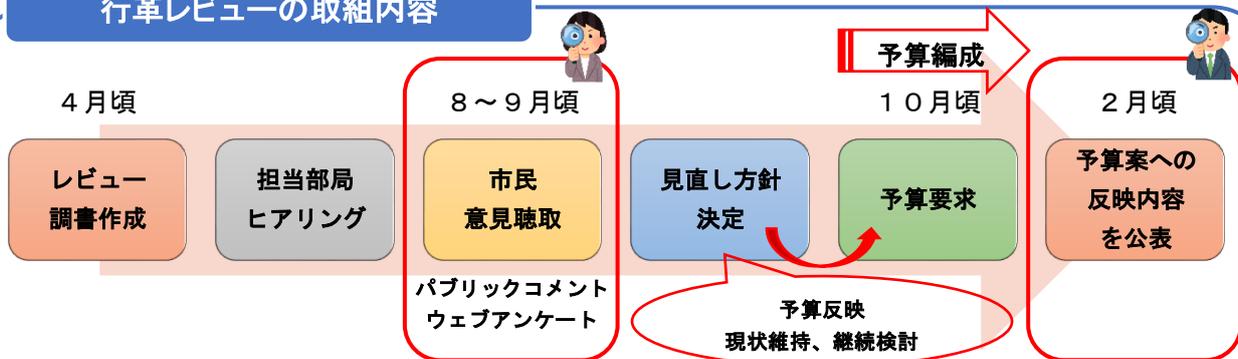
行財政改革の推進に当たっては、市民サービスの維持・向上を目指しつつも、市民に対して一定の負担をお願いすることもあることから、検討段階において市民の意見を取り入れたうえで、制度設計をしていく必要があります。

そこで、市民生活に直接影響を及ぼすと考えられる内容を中心に、事業の点検・評価、市民意見の聴取等を経て、次年度以降の予算に反映させる仕組みとして、行革レビューを実施します。

#### 行革レビューの概要

行革レビューとは、予算要求の前段階において、事業の点検・評価を行い、自律的な見直し・改善を図ったうえで、外部の視点も活用しながら予算要求に反映させる一連の取り組みのことをいい、その結果を確実に予算反映させることを目的とするものです。

#### 行革レビューの取組内容



#### 行革レビューのポイント

##### 既存事業の点検・評価

担当部局において、レビュー調書を作成し、既存事業の自己点検・評価を実施。

##### 早い段階で検討に着手

年度当初から見直しに向けた検討に着手し、予算要求までに方針を決定。

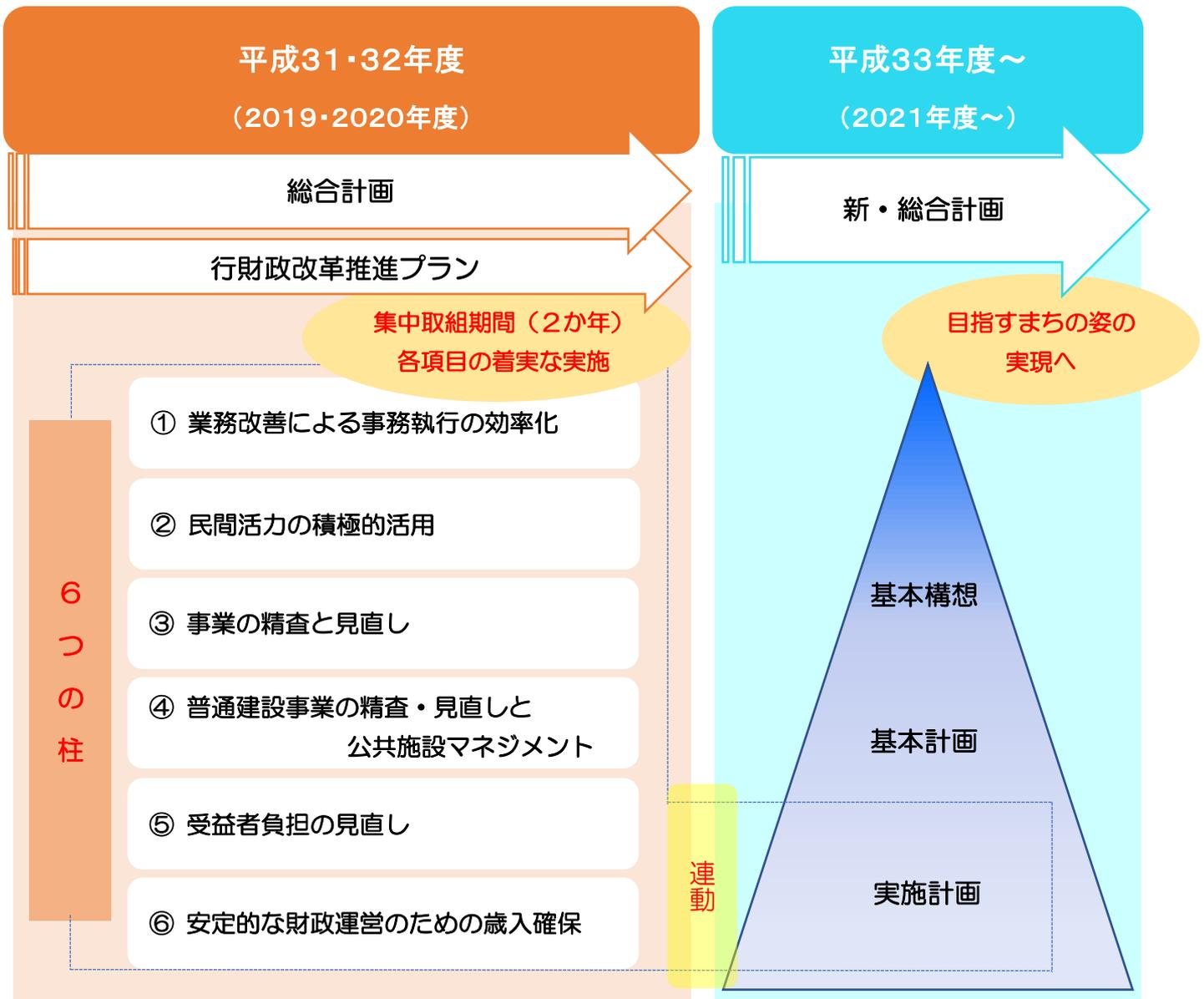
##### 市民関与の仕組み

市民生活に直接影響を及ぼすと考えられる内容について、市民の意見を聴取。

# 5

## 総合計画との連動

行財政改革推進プランにおける集中取組期間が終了する翌年度の平成33年度(2021年度)は、新たな市の総合計画<sup>※1</sup>の開始年度となります。行財政改革推進プランの取り組みは、新たな総合計画における目指すまちの姿の実現に向けた橋渡しとしての機能を担います。また、集中取組期間の終了後も、より効果的・効率的な行財政運営の実現という観点から、行財政改革の取り組みが総合計画(実施計画<sup>※2</sup>)と連動したものとなるよう調整を図ります。



※1 総合計画…市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連付けて、総合的・体系的に取りまとめた計画

※2 実施計画…基本構想・基本計画とともに総合計画を構成する計画で、基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するために具体的な事業を示したもの

## 具体的な取り組みについて

### 行財政改革推進プランにおける取組項目（一覧）

	6つの柱	実施項目	
①	業務改善による事務 執行の効率化	業務改善に係る取組方針の策定	
		業務の棚卸し・見える化	
		ICT活用	
		総務事務の見直し	
②	民間活力の積極的 活用	指定管理者制度導入の推進	
		モニタリングの見直し・第三者評価の導入	
		指定管理者制度ガイドラインの策定	
		委託の推進	ごみ収集業務の委託化の推進 窓口業務委託の推進
③	事業の精査と見直し	市単独事業の見直し	
④	普通建設事業の精 査・見直しと公共施 設マネジメント	普通建設事業の優先順位付け	
		普通建設事業の適正な進行管理の徹底とコスト縮減	
		公共施設マネジメント	
⑤	受益者負担の見直し	公共施設の使用料見直し	
		公共施設の駐車場有料化	
		国民健康保険料の見直し	
		下水道使用料の見直し	
		保育料の見直し	
		ごみ処理の有料化	
⑥	安定的な財政運営 のための歳入確保	市税徴収率の向上	
		税外収入の確保	電力売払収入
			消化ガス売払収入
			広告収入・財産貸付収入

厳しい財政状況のもと、財源（お金）や職員（人）といった経営資源の制約が強まる一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加しており、これまで以上に効果的・効率的な行政運営が求められます。社会情勢に適切に対応した市民サービスを提供するためには公務員が自ら対応すべき分野（政策の企画・立案や、多様な主体で行う事務事業のマネジメント等）に人的資源をさらに集中することが重要となります。

また、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用・サービスの適正化を図るため、平成32年度（2020年度）から会計年度任用職員制度が創設されます。国の通知では「各地方公共団体においては、組織として最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であること。その際、ICTの徹底的な活用、民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべきであること。」としています。

さらに、会計年度任用職員制度への移行により、新たな財政負担が生じることも見込まれています。

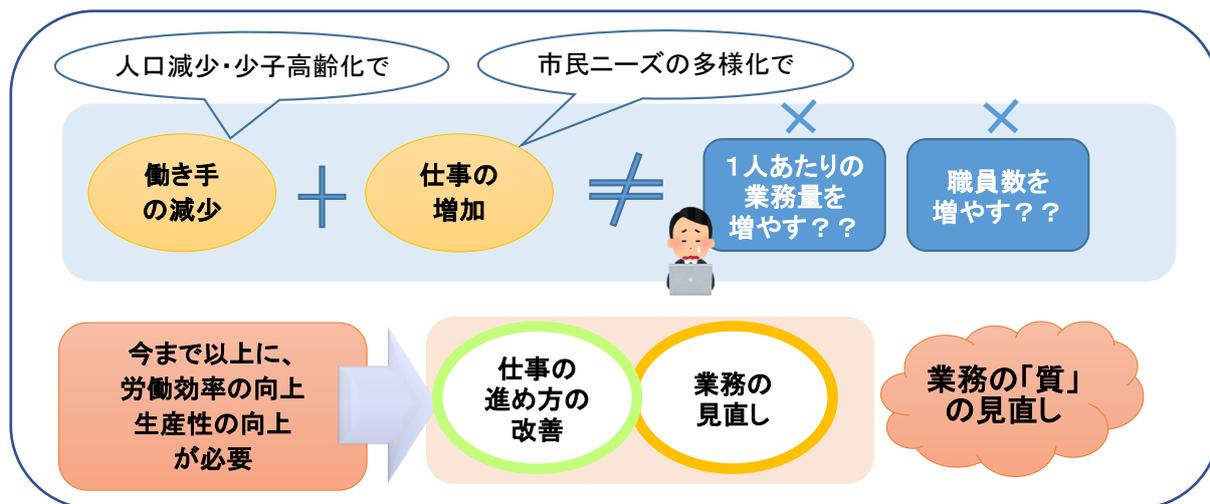
こうした状況を踏まえ、業務のやり方を見直し、より効率的な業務の進め方を構築するとともに、業務の整理・すみ分けにより、総人件費の抑制に配慮しつつ、組織として最適な人員配置を実現する必要があります。

## 《業務の「質」と「量」による見直しの観点》

### ① 業務の「質」の見直し

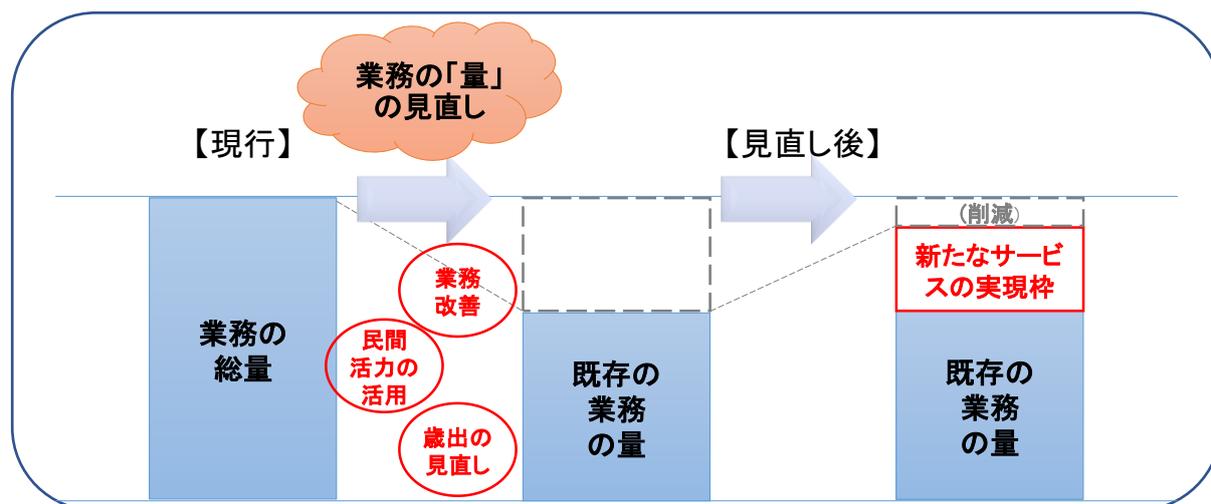
人口増加や市民ニーズの多様化等により業務量が増加の一途をたどる中、増加する業務量に対し、臨時・非常勤職員等を積極的に活用しながら業務を行ってきました。

しかしながら、将来的な人口減少や少子高齢化の進行により働き手の減少が見込まれ、さまざまな行政需要に対応するため、今まで以上に職員一人あたりの労働効率の向上を図り、生産性を向上させる必要があります。



### ② 業務の「量」の見直し

生産性を向上させるとともに、「民間活力の積極的活用」や「事業の精査と見直し」と併せて「業務のスリム化・効率化」を図ることで、業務の総量を削減し、そこで生み出された財源や職員を新たな市民サービスに活用する必要があります。



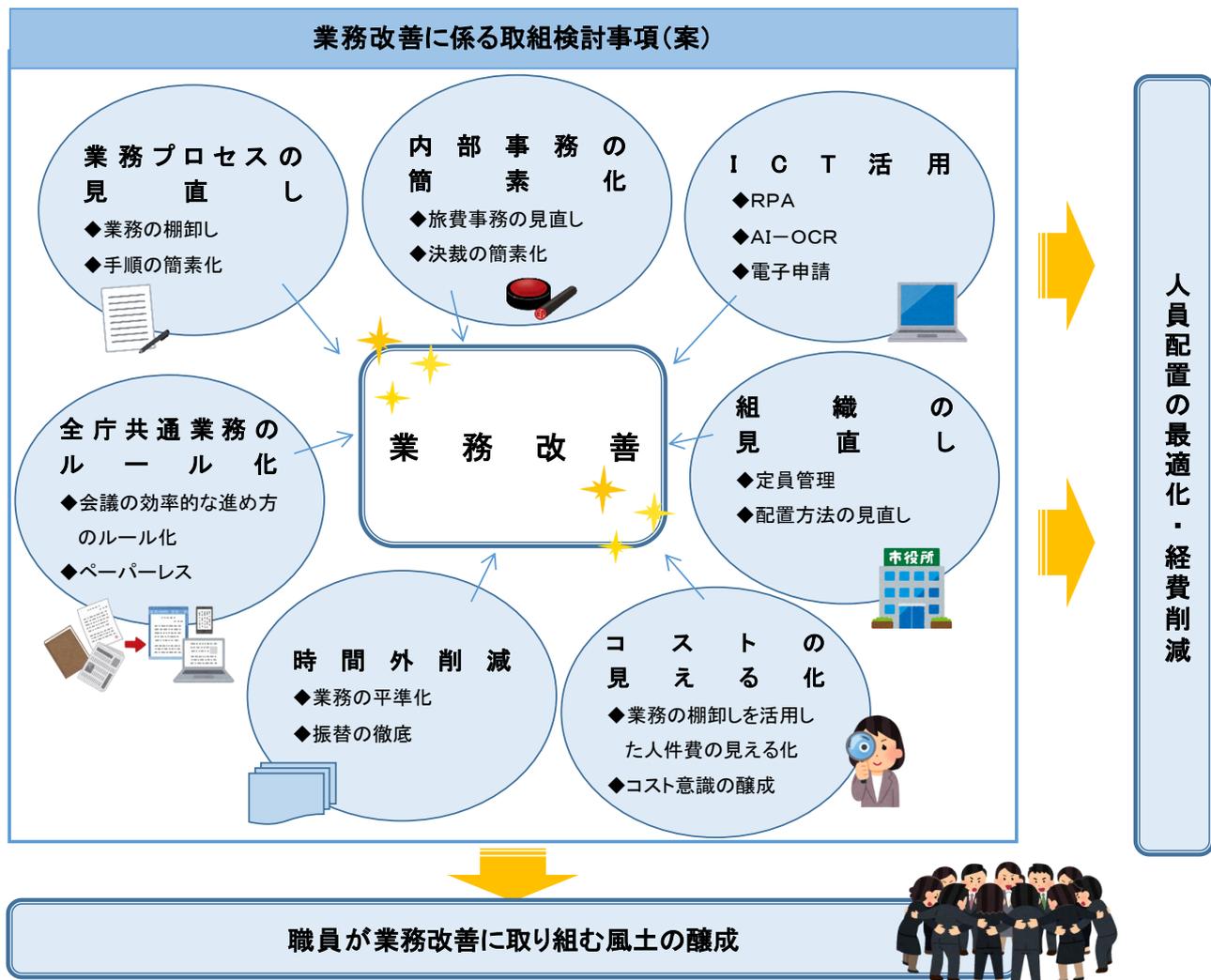
組織としての最適な人員配置を実現  
総人件費の抑制

## 1-1 業務改善に係る取組方針の策定

これまで業務改善全般について、体系的に方向性や取り組みを定めた方針がなく、各々の職員または各課が個別に業務改善を行ってきました。

「業務改善に係る取組方針」を策定し、さまざまな取り組みを総合的に推進することで、業務の「質」を見直し、組織としての生産性の向上を図ります。

<b>取組項目</b>	業務改善に係る取組方針の策定	
<b>事業推進部課</b>	総務部総務課・職員課、各課	
<b>計画内容</b>	業務改善を推進するため、具体的な業務改善の取り組みを示した方針を平成31年(2019年)7月を目途に策定します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
取組方針の策定・運用 (7月)	取組方針による運用	→

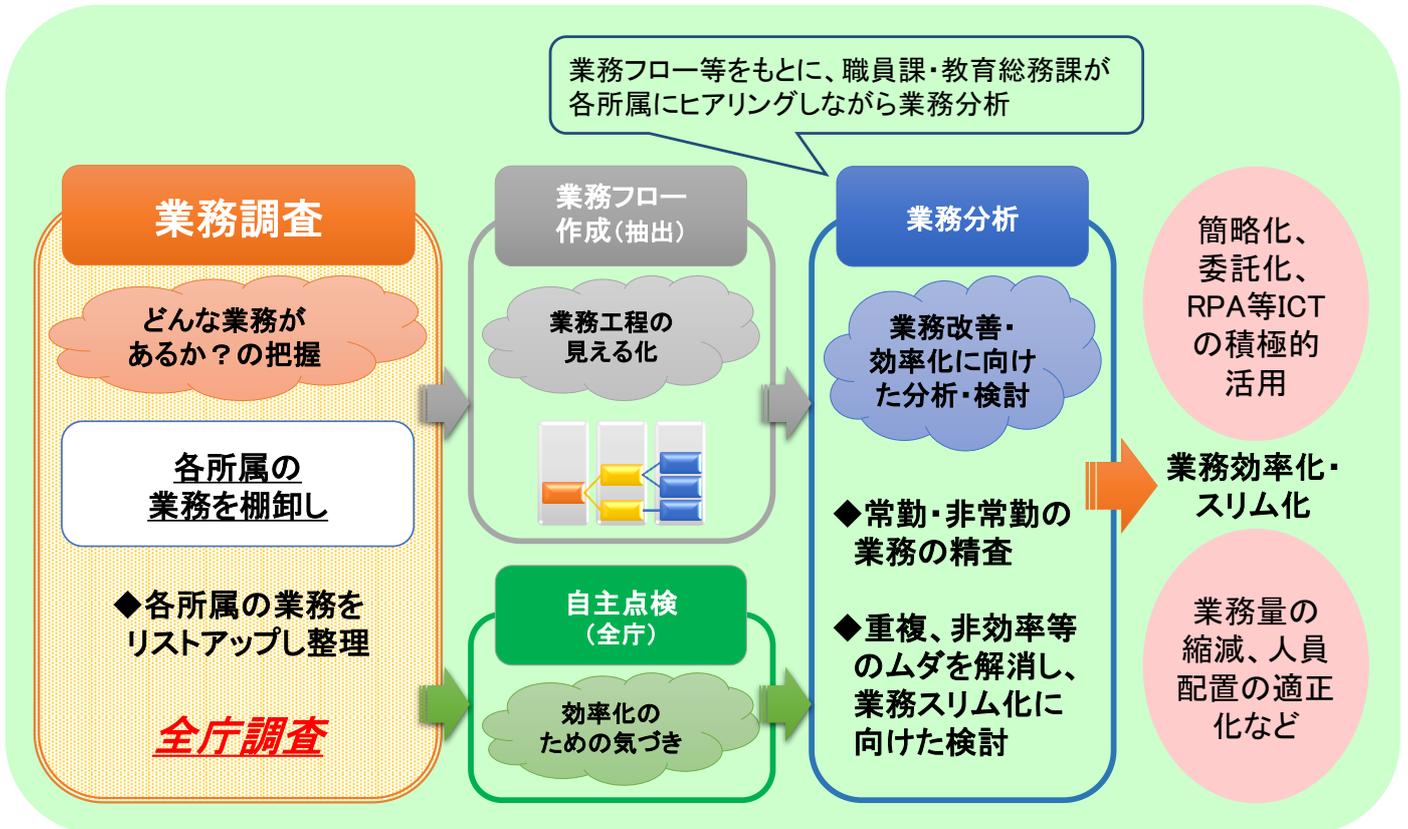


## 1-2 業務の棚卸し・見える化

これまで根本的な業務の見直しについて、全庁で取り組んだことがなく、業務委託や電子システムの導入時に、各所属において業務の棚卸しや業務フローの作成等を行ってきました。

取組項目	業務の棚卸し・見える化	
事業推進部課	総務部職員課、管理部教育総務課、各課	
計画内容	全庁的に業務調査を行い、現在行われている業務がどのような流れで実施されているか、その業務に人的資源がどの程度投入されているかを見える化し、業務フローの作成等により業務プロセスの点検・見直しを行い、業務改善・効率化に向けた分析・検討を行います。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成33年度(2021年度)以降
特定の課で検証(平成30年度より継続) 効率化の優先度の高い課から、順次業務分析	業務効率化・職の整理 (具体的取り組み)	(業務分析の継続)

### 《業務の棚卸し・見える化の流れ》



### 1-3 ICT活用

財源や職員の制約が高まる一方で、少子高齢化の進行や行政需要の多様化等、社会情勢の変化に対応するため、急速に進展しているICTを積極的かつ最大限に活用しながら課題解決を図っていくことが急務です。

<b>取組項目</b>	ICT活用の推進	
<b>事業推進部課</b>	総務部情報システム課、各課	
<b>計画内容</b>	定型作業を自動化できるRPAツールや手書き文字を高速で電子化できるAI-OCR等の活用による業務の効率化・事務コストの削減に加え、業務効率向上にも寄与するオンライン申請・受付システムの導入等による市民サービスの向上を図るため、ICT化推進のための基盤整備を行います。また、次期総合計画や千葉県の情報戦略等と整合のとれたICT化推進計画(仮称)を策定します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
以下の「主な取り組み」項目の導入 ICT化推進計画の検討	ICT化推進計画の検討 ICT活用のさらなる推進	ICT化推進計画の策定 ICT活用のさらなる推進

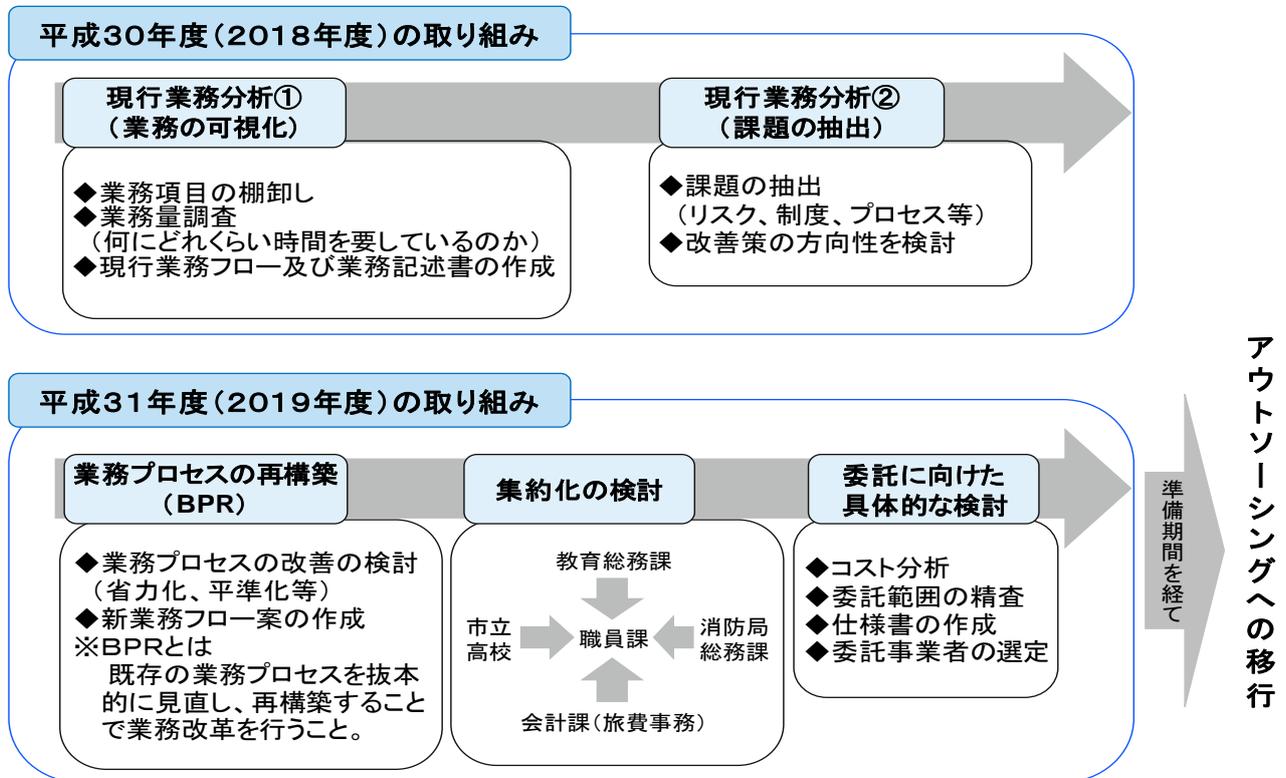
#### 《主な取り組み》

取組内容	概要
オンライン申請・受付システム導入 ～24時間365日ネットで申請可能に～	◆オンライン申請システムを導入することで、インターネットから市役所の各種申請が可能な環境を整えます。
アプリポータル基盤導入 ～手のひらでつながる行政サービス～	◆利用者にわかりやすく行政サービスをお知らせできるように、複数のアプリや発信情報を集約した行政情報アプリポータル基盤を導入します。
AI音声認識システム導入 ～音声を高速でテキスト化～	◆AI音声認識技術により、発話者の発言をリアルタイムに端末にテキスト表示することができるシステムの整備を行います。議事録としての活用や聴覚障害者等との円滑なコミュニケーションツールとしての活用を想定しています。
AI-OCRサービス導入 ～手書き文字を高速でテキスト化～	◆AI画像認識技術による高い認識率をもつOCRを利用し、申請書等の手書き文字をデータ入力することなく電子化することで作業ミスの削減や業務の効率化を図ります。
RPAの導入 ～システムによる定型業務の自動化～	◆PC操作の自動化が可能なRPAソフトを導入し、職員の作業時間の軽減および効率化を図ります。

## 1-4 総務事務の見直し

市の職員が直接行うべき本来業務に集中できる体制を作るため、現在人事主管課で行っている給与・福利厚生事務等の総務事務の一部について、集約化及び民間委託の活用を検討を進めます。

<b>取組項目</b>	総務事務アウトソーシング	
<b>事業推進部課</b>	総務部職員課ほか	
<b>計画内容</b>	職員の給与・福利厚生等の総務事務について、類似する業務を職員課、教育総務課（教育委員会）、消防局総務課等で行っています。 給与・福利厚生等の総務事務の効率化を図るため、現行業務分析、業務プロセスの再構築（集約化、標準化等）を行ったうえで、アウトソーシングの活用を検討します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
平成31年度（2019年度）	平成32年度（2020年度）	平成33年度（2021年度）以降
業務プロセスの再構築 共通業務の集約化 アウトソーシングに向けた検討 （平成30年度より継続）	アウトソーシング先の選定等 10月から委託に移行予定	—



## 2

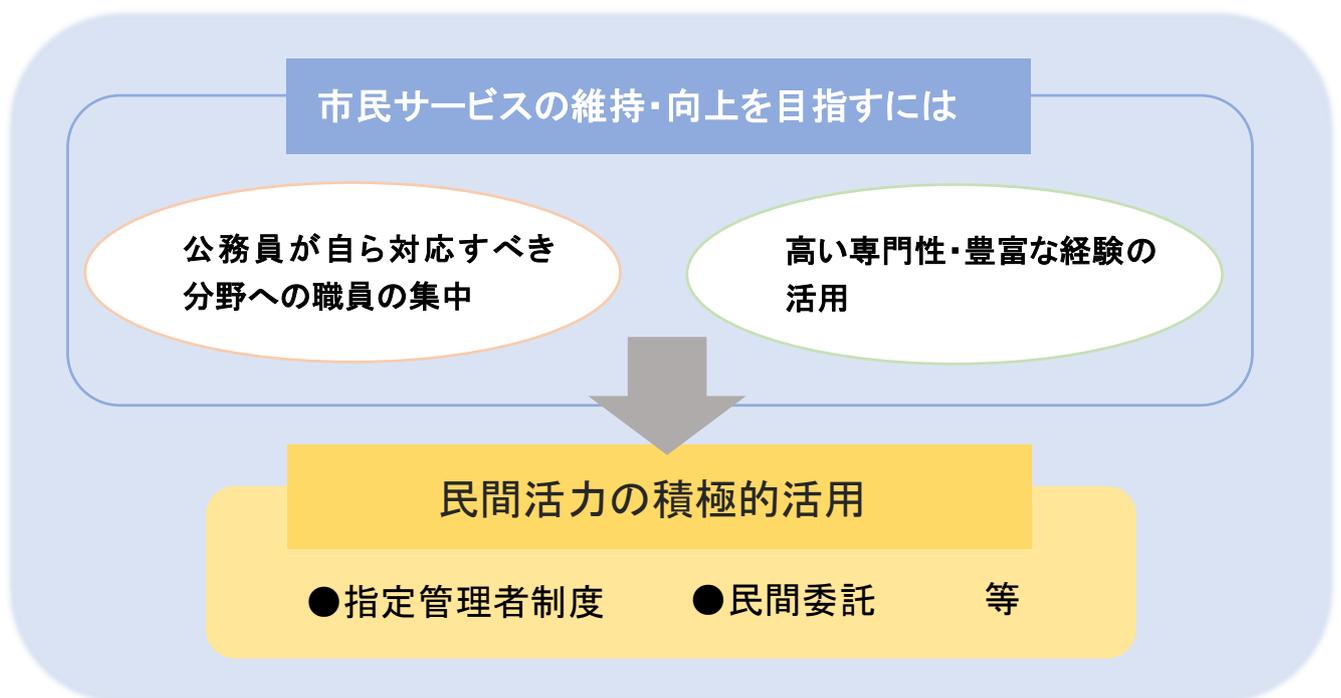
## 民間活力の積極的活用

限られた職員の中、市民サービスの維持・向上を図るためには、公務員が自ら対応すべき分野（政策の企画・立案や、多様な主体で行う事務事業のマネジメント等）に職員を集中的に配置することが重要です。そのためには民間がサービスの担い手になることができる分野については、積極的に民間へ任せていくことが必要になります。

また、民間活力を活用することで、専門性や経験を活かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応等、一層のサービス向上が期待できます。

本市はこれまでも業務委託等により、民間活力を活用してきましたが、行財政改革を推進するために一層の活用が必要です。

長期的な視点から市民サービスの維持・向上を目指すとともに、費用対効果を考慮し、民間活力を活用した方がより効果的・効率的である場合には、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保に留意しながら民間活力の活用を積極的に推進します。



## 2-1 指定管理者制度導入の推進

指定管理者制度には、民間ノウハウを活用したサービスの向上及びコスト縮減という効果が期待できます。サービスの向上については、施設の開館時間の延長や空き時間・スペース等を活用した民間独自の事業展開が期待できます。コスト縮減については、管理運営の合理化による経費の縮減、職員配置の見直しが期待できます。限られた経営資源の中で市民サービスの維持・向上を図るためには、指定管理者制度を活用し、施設の管理運営を効果的・効率的に行い、公務員が自ら対応すべき分野への集中的な職員配置、管理運営経費の縮減を図ることが必要です。

なお、平成29年度（2017年度）における指定管理者制度の導入率については、中核市の平均が51.0%であるのに対し、本市は11.5%となっています。

### 【指定管理者制度導入率】

	公の施設数	制度導入施設数	導入率
船橋市 計	183	21	11.5%
中核市 計	9,406	4,797	51.0%

(出典)総務省 平成29年度「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」を基に作成  
※施設数については、上記調査の対象施設のみ計上しています。

### 【すでに指定管理者制度を導入している施設(平成30年4月1日時点)】

#### ●レクリエーション・スポーツ施設

総合体育館(船橋アリーナ)、武道センター  
北部清掃工場余熱利用施設(ふなばしメグspa)

#### ●基盤施設

本町駐車場、アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園

#### ●文教施設

勤労市民センター、市民ギャラリー、茶華道センター、図書館(中央、東、北)  
ふなばし三番瀬環境学習館

#### ●社会福祉施設

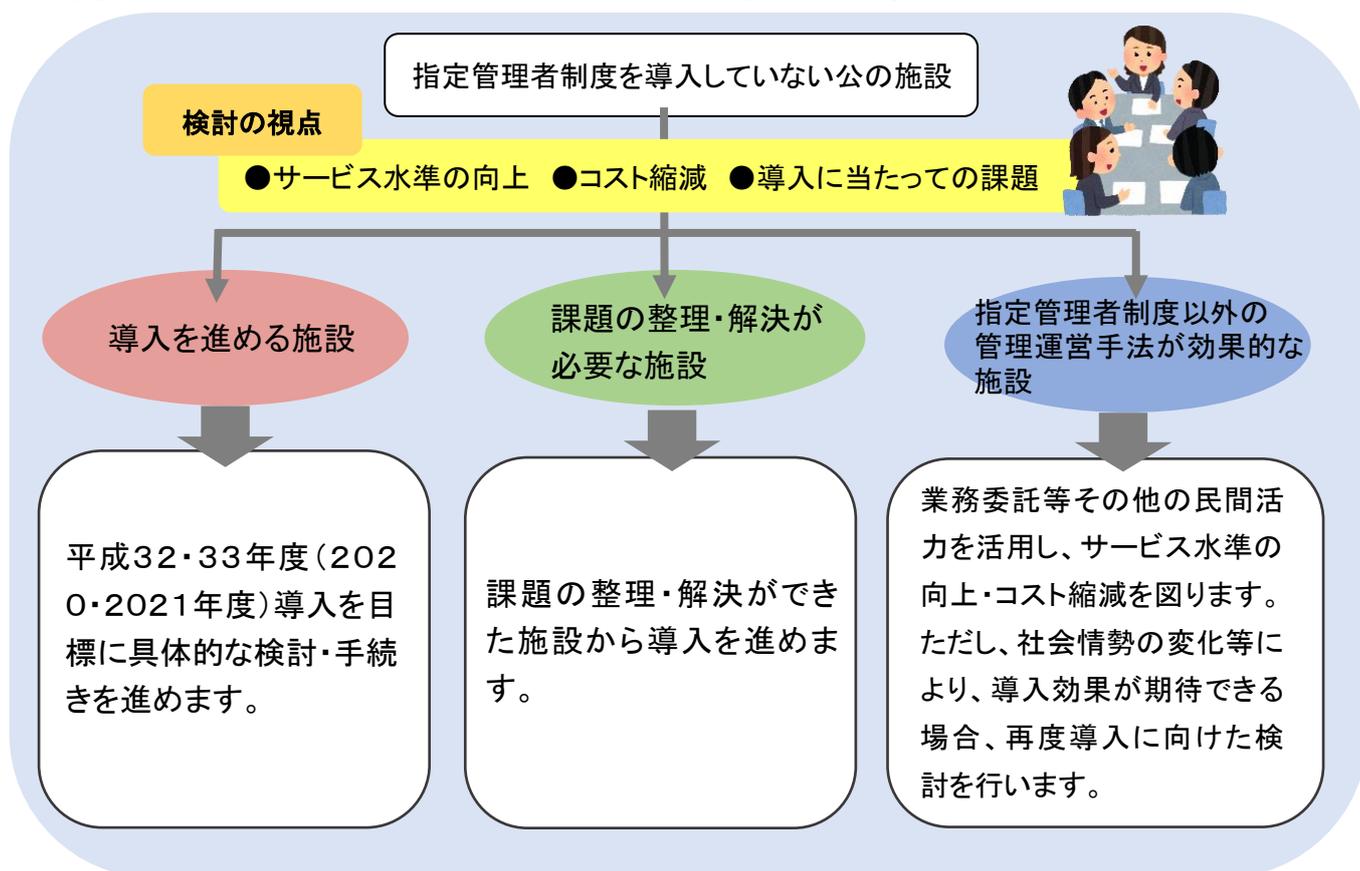
リハビリテーション病院、夜間休日急病診療所、地域活動支援センター  
老人福祉センター(東、中央、北、西、南)、特別養護老人ホーム朋松苑  
デイサービスセンター(北、西、三山、南、朋松苑)、光風みどり園  
身体障害者福祉ホーム若葉、障害者支援施設北総育成園、リハビリセンター  
ケアハウス市立船橋長寿園、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所  
さざんか特殊歯科診療所

※総務省が行った「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果(平成28年3月25日公表)」を参考に分類。



指定管理者制度の導入を推進するため、制度を導入していない全ての公の施設について導入効果や課題の検討を行い、施設分類を行いました。今後はこの分類に基づき、集中取組期間の中で指定管理者制度の導入を推進します。なお、導入に当たり課題の整理・解決が必要な施設については、引き続き検討を行い、課題の解決ができた施設から導入を進めていきます。

指定管理者制度以外の管理運営手法が効果的な施設については、業務委託等その他の民間活力を活用し、サービス水準の向上・コスト縮減を図ります。



<b>取組項目</b>	指定管理者制度導入の推進	
<b>事業推進部課</b>	各施設所管課	
<b>計画内容</b>	導入を進める施設については、平成32・33年度(2020・2021年度)の制度導入を目標に、導入に向けた事業設計を行ったうえで、条例改正、指定管理者の公募・選定を行っていきます。課題の整理・解決が必要な施設については、引き続き検討し、課題の解決ができた施設から導入を進めます。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
(平成32年度導入施設)公募・選定	指定管理者制度導入	指定管理者による管理運営
(平成33年度導入施設)事業設計	公募・選定	指定管理者制度導入
(その他の施設)課題の整理・解決	→	指定管理者制度導入に向けた検討

【導入を進める施設】

●平成32年度導入予定施設

都市公園(運動公園、法典公園)

●平成33年度導入予定施設

市営住宅、運動広場(行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場)  
 (指定管理者制度をはじめとした多種多様な民間活力を活用する施設)  
 青少年キャンプ場(さざんかの家を含む)、一宮少年自然の家

【想定スケジュール】

	平成31年度			平成32年度			平成33年度
平成32年度導入予定施設	導入に向けた事業設計	条例改正案提出	公募・選定	指定議案提出	協定の締結	指定管理者制度導入	
平成33年度導入予定施設	導入に向けた事業設計	条例改正案提出	公募・選定	指定議案提出	協定の締結	指定管理者制度導入	

【今後、導入の検討を行う施設】

霊園・霊堂(馬込、習志野)、三山市民センター、男女共同参画センター、視聴覚センター  
 市民文化ホール、市民文化創造館、郷土資料館、飛ノ台史跡公園博物館、公民館、青少年会館、  
 身体障害者福祉作業所太陽、身体障害者福祉センター、児童ホーム、公立保育園 等

## 2-2 モニタリングの見直し・第三者評価の導入

指定管理者制度は民間事業者等に施設の管理運営を行わせる制度であるため、市には指定管理者を管理監督する責任があります。指定管理者制度導入の推進に併せて、サービス水準の維持・向上、市民が安心して施設を利用できる体制が必要です。

指定管理者制度導入の推進を行うに当たり、市民が安心して施設を利用できるよう、モニタリングの見直しを行います。また、指定管理者の管理運営について、専門性・客観性を有した第三者が評価を行うことで、より一層のサービス水準の向上が図られる施設については、第三者評価を導入します。

### 【モニタリングについて】

モニタリングは、指定管理者による管理運営が適切に行われているか、サービス供給の継続性や安定性が確保されているかを確認し、必要に応じて改善を図ることを目的に実施するものです。本市では実地調査等を行い、指定管理者による管理運営を年度ごとに評価をしており、必要に応じて改善の指導・助言を行っています。

<b>取組項目</b>	モニタリングの見直し・第三者評価の導入	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部政策企画課、総務部総務課、各施設所管課	
<b>計画内容</b>	各施設におけるモニタリング結果の公表形式の標準化を行い、併せてモニタリングにおいて行った調査手法等を公表します。また、さらなるサービスの向上が期待できる施設においては、順次第三者による評価を導入し、サービスの向上を目指します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
モニタリングの見直し・運用 第三者評価体制の構築	モニタリング、第三者評価の 運用	→

## 2-3 指定管理者制度ガイドラインの策定

指定管理者制度の運用に当たっては「指定管理者制度事務手続マニュアル」を定めていますが、指定管理者制度導入に係る考え方や政策決定までの検討過程を明確に示したものではありません。

そこで「指定管理者制度ガイドライン」を策定し、導入に係る考え方や政策決定までの検討過程を示します。また、これまで指定管理者制度事務手続マニュアルで定めていた手続・運用に加え、第三者評価等についてもガイドラインで示します。

<b>取組項目</b>	指定管理者制度ガイドラインの策定	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部政策企画課、総務部総務課	
<b>計画内容</b>	制度導入検討から制度運用まで示した「指定管理者制度ガイドライン」を平成31年(2019年)7月までに策定します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
ガイドラインの策定・運用	ガイドラインによる運用	—————>

## 2-4 委託の推進

これまで学校給食調理業務、納税コールセンター業務、国民健康保険の窓口業務等、多岐にわたる分野で委託化を進めてきました。

今後も、コスト抑制が期待できるものや民間が有するノウハウを活用することでサービスの維持・向上が期待できるものは、行政運営の一層の効率化を図るため、委託化を推進していきます。

例えば、年間を通じて繁忙・閑散の時期があり民間事業者に委託することで柔軟な人員配置ができる業務、定型的・反復的な業務、継続的に専門知識をもった事業者が従事することで安定的なサービス提供やサービスの向上が期待できる業務等について委託化の検討を進めます。

今後も民間委託を活用して、財源や職員の制約が強まる中、公務員が自ら対応すべき分野に職員を集中できる体制を作ります。

<b>取組項目</b>	<b>ごみ収集業務の委託化の推進</b>		
<b>事業推進部課</b>	環境部資源循環課・クリーン推進課・清掃センター		
<b>計画内容</b>	本市の家庭系可燃ごみの収集は53.0%の委託率となっており、千葉県全体88.4%と比べて低い委託率となっています。(平成28年度一般廃棄物処理実態調査) 災害時の対応や収集業務のほか、ごみの減量や分別の推進等直営収集の必要性を踏まえ一定規模は維持する方向で、現在任用している市全体の技能・技労職員の定年退職時期を考慮しながら、段階的な委託の推進について検討します。		
<b>取り組みスケジュール</b>			
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>	
市の方針を決定	委託化する地域の確定 委託事業者との協議	選定した地域の段階的な委託化	

<b>取組項目</b>	<b>窓口業務委託の推進</b>		
<b>事業推進部課</b>	総務部職員課・総務課、各課		
<b>計画内容</b>	本市の窓口業務の多くは臨時・非常勤職員を活用しながら実施していますが、国においても「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(平成27年8月28日総行経第29号)において、特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しについて、重点的に行う必要があるとしています。「業務の棚卸し・見える化」と合わせ、業務の見直しを行い、委託化を検討します。		
<b>取り組みスケジュール</b>			
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>	
委託化の検討		→	

## 市単独事業の見直し

市単独事業は、国の制度の補完や、地域の実情に応じて市民サービスをより良くするため、市の単独財源で行っているものです。

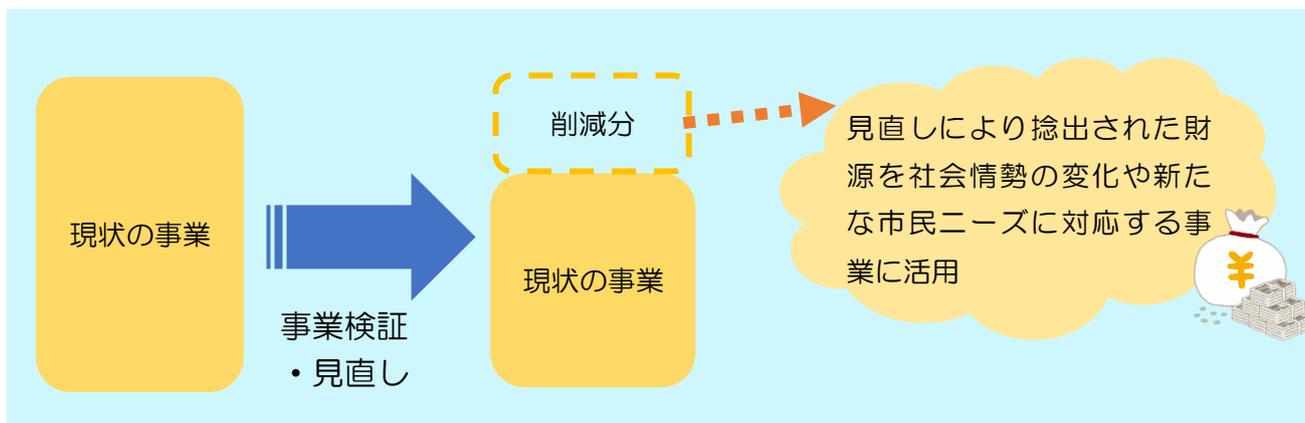
各自治体がそれぞれの特色を出しながら単独事業を行っており、本市においてもこれまでにさまざまな事業を実施しています。

独自の取り組みを行うことで市の魅力を向上させる一方で、その財源は主に市税等の一般財源で賄っていることから、それらの負担は市民の皆さまにお願いしていることになります。

昨今、市民ニーズの多様化や社会保障経費の増加で歳出の規模が年々増加している中で、限りある財源を有効活用し、真に必要な事業に予算を配分していくためにも、常に独自施策に対する「精査と見直し」の意識を持って点検・評価を行い、その必要性や優先度、内容の度合い等について、十分検討していく必要があります。

見直しにより捻出された財源については、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応する事業に活用していきます。

### 《事業検証・見直しのイメージ》



## (1) 事業検証プロセス

### ①市単独事業の調査・分析による検証対象事業の抽出

平成29年度・30年度（2017年度・2018年度）の2か年で、現状における市単独事業の基礎調査を行いました。

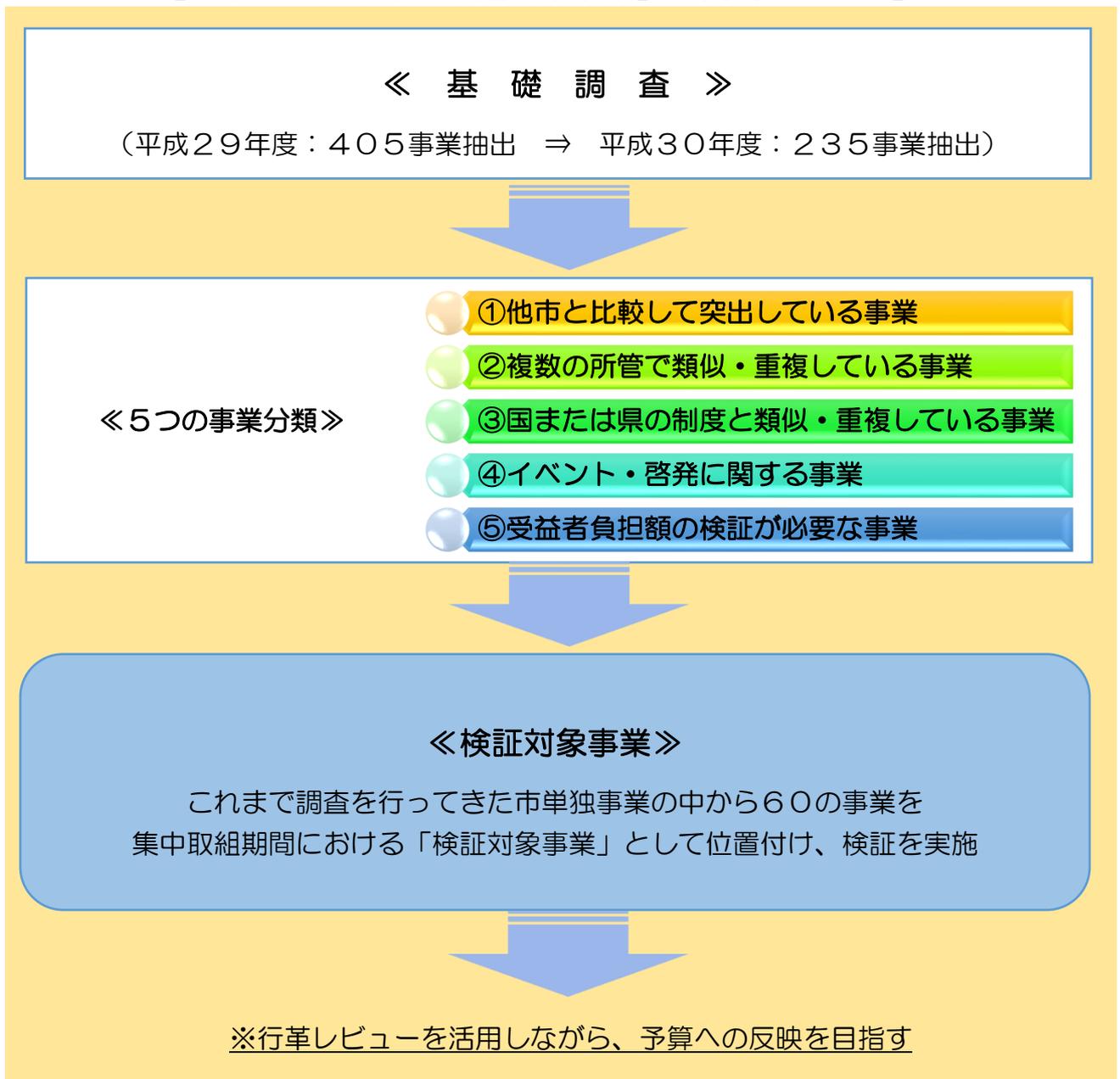
平成29年度（2017年度）には、国または県の補助基準を超えて「補助の上乗せ・横出し」を行っているものや、「市単独」の財源で行っているものを405事業抽出しました。

また、平成30年度（2018年度）には、405事業の中から「予算執行率が50%未満の事業」、「団体に対する補助事業」、「不特定多数を対象としたイベントに関する事業」、「その他、事業費が1千万円以上の事業」に当てはまる235事業を対象に、基礎調査を実施しました。

その後、検討に当たっての5つの事業分類に仕分けしたうえで、具体的な見直しに向けた点検・評価が必要と考えられる60の事業を抽出し、行財政改革推進プランにおける「検証対象事業」として位置付けました。

今後は、これらの検証対象事業を中心に、集中取組期間の中で事業見直しに向けた検証を行い、行革レビューを活用しながら予算への反映を目指します。

### 【プランにおける「検証対象事業」の抽出プロセス】



## ②事業検証の視点

①のプロセスを経て抽出した「検証対象事業」を中心に、詳細な点検・評価を実施していくに当たっては、事業検証の視点が必要となります。

市単独事業は、一度創設すると継続して実施しているものが多いことから、事業開始時点と現在の社会情勢に変化がないか、当初の目的をすでに果たしていないか、他の制度による代替が可能ではないか、といった検証の視点が必要です。

また、対象者や事業量が減少しているもの、費用対効果が薄くなっているものについては、改めて事業の必要性やその効果を検証していく必要があります。

このため、今後は、これらの視点をもとに、事業の現状分析をはじめ、他市比較や他の事業との比較、各施策分野における当該事業のあり方等について、検討を行います。

### 【事業検証のさまざまな視点（例）】



## (2) 検証対象事業 (60事業)

検証対象事業は、集中取組期間の中で点検・評価を行い、その中で事業ごとの課題を明らかにしていきます。

### ①他市と比較して突出している事業 (28事業)

補助単価・補助メニュー・対象者の範囲等について、他市状況との比較において特に突出した部分があると考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	町会自治会館設置費補助金	町会・自治会等が、会館の新築等、増築、修繕、大規模の模様替え又は購入をする場合に、その費用の一部を補助。	自治振興課
2	町会自治会館維持管理費補助金	町会・自治会等に対し、会館の光熱水費等会館の維持管理に要する費用の一部を補助。	自治振興課
3	自治会連合協議会補助金	船橋市自治会連合協議会に対し、その事業に要する経費の一部を補助。	自治振興課
4	防犯灯維持管理費補助金	防犯灯を維持管理する団体に対し、補助金を交付。	自治振興課
5	白内障助成扶助費	白内障の手術を受けた高齢者が手術後の視力回復のために必要とする特殊眼鏡等に要した費用の一部を助成。	国民健康保険課
6	はり・きゅう・マッサージ等施術費扶助費	はり・きゅう・マッサージ等を受けた高齢者に対し、その費用の一部を助成。	高齢者福祉課
7	敬老行事事業	老人に対し、敬老記念品を交付。	高齢者福祉課
8	敬老行事交付金	敬老行事を実施する町会・自治会等に対し、敬老行事交付金を交付。	高齢者福祉課
9	難病疾患患者扶助費	指定難病の患者に対し、援助金を支給。	保健総務課
10	心身障害者援護施設整備事業資金償還元金補助金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人に対し、社会福祉施設整備事業借入金元金補助金を交付。	障害福祉課

1 1	心身障害者援護施設整備事業 資金利子補給金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人が社会福祉施設の整備事業に必要な資金の融資を受けた場合において、当該融資を受けた資金の利子の一部を補給。	障害福祉課
1 2	心身障害者援護施設運営費補助金	船橋市援護者が利用する社会福祉施設を運営する事業者に対し、運営に要する費用の一部を補助。	障害福祉課
1 3	民間保育所建物改修費等補助金	建物を賃借して保育所を設置する場合の建物の改修等に係る経費の一部を補助。	子ども政策課
1 4	保育所施設整備事業資金償還元金補助金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人等に対し、社会福祉施設整備事業借入金元金補助金を交付。	子ども政策課
1 5	保育所施設整備事業資金利子補給金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人等が社会福祉施設の整備事業に必要な資金の融資を受けた場合において、当該融資を受けた資金の利子の一部を補給。	子ども政策課
1 6	保育所土地賃借料補助金	土地を賃借して保育所を設置する事業者に対し、土地賃借料の一部を補助。	子ども政策課
1 7	保育所建物賃借料補助金	建物を賃借して保育所を設置する事業者に対し、建物賃借料の一部を補助。	子ども政策課
1 8	認定こども園施設整備事業資金元金補助金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人等に対し、社会福祉施設整備事業借入金元金補助金を交付。	子ども政策課
1 9	認定こども園施設整備事業資金利子補給金	社会福祉施設を設置している社会福祉法人等が社会福祉施設の整備事業に必要な資金の融資を受けた場合において、当該融資を受けた資金の利子の一部を補給。	子ども政策課
2 0	小中学校児童入学援助金	経済的理由により小学校・中学校への就学が困難な児童の保護者に対し、援助金を支給。	児童家庭課

2 1	母子家庭等医療扶助費	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成。	児童家庭課
2 2	母子家庭等高等学校等修学援助金	高校生を扶養しているひとり親家庭等に対し、修学援助金を支給。	児童家庭課
2 3	認証保育所運営費補助金	認証保育所を運営する事業者に対し、運営に要する費用の一部を補助。	保育認定課
2 4	一時預かり事業	一時預かり事業を実施する事業者に対し、事業の実施に要する費用の一部を補助。	保育認定課
2 5	町の美化推進費	動物死体の運搬焼却処分業務委託に要する費用。	環境保全課
2 6	雇用促進奨励金	高年齢者・障害者を1年以上雇用する事業主に対し、奨励金を交付。	商工振興課
2 7	津別町青少年交流費	津別町青少年交流事業に要する費用。	青少年課
2 8	学校開放運営費	学校プール開放事業に要する費用。	生涯スポーツ課

## ②複数の所管で類似・重複している事業（9事業）

事業内容（対象者・内容等）について、市の複数の部課で類似・重複事業があると考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	ひとり暮らし高齢者入浴料扶助費	ひとり暮らし高齢者に対し、入浴助成券を交付。	高齢者福祉課
2	ひとり暮らし高齢者等地域交流促進事業費	ひとり暮らし高齢者等を対象とした地域交流事業等を実施する地域の団体に対し、施設使用料等を補助するほか、ひとり暮らし高齢者等を対象に健康教室を開催。	高齢者福祉課
3	老人クラブ等自動車支援事業費	老人クラブ、市民大いいきい学部等の高齢者団体を対象としたバス事業に要する費用。	高齢者福祉課
4	社会福祉協議会活動促進事業補助金	福祉団体・福祉関係機関等を対象とした福祉バス運営費補助事業に要する費用。	地域福祉課

5	生涯学習振興諸経費	社会教育施設、社会教育関係団体、連合町会、町会・自治会、福祉団体、障害者福祉団体、公共的団体を対象としたバス事業に要する費用。	社会教育課
6	ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業費	地域の団体に対し、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動をした場合に、その活動に要する費用の一部を補助。	高齢者福祉課
7	避難行動要支援者見守り活動支援事業補助金	実施主体である船橋市社会福祉協議会に対し、避難行動要支援者・安心登録カード登録者見守り活動支援事業費の一部を補助。	地域福祉課
8	パソコン講習事業費	パソコンの基本操作・ワードを使用した文書作成・インターネット体験会等の初心者向けパソコン講習会を実施。	社会教育課
9	青少年海外視察派遣費補助金	市内の青少年を海外に派遣し、その派遣費用の一部を補助。	青少年課

### ③国または県の制度と類似・重複している事業（2事業）

事業内容（対象者・内容等）について、国や県で実施している事業と類似・重複していると考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	保育所運営費補助金	保育所を運営する事業者に対し、運営に要する費用の一部を補助。	保育認定課
2	認定こども園運営費補助金	認定こども園を運営する事業者に対し、運営に要する費用の一部を補助。	保育認定課

### ④イベント・啓発に関する事業（19事業）

実施主体や事業のあり方について、見直しが必要と考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	地域医療推進活動費	ヘルシー船橋フェア実行委員会に対し、交付金を交付。	健康づくり課

2	環境学習・啓発推進費	夏休みセミのぬけがら調査を実施。	環境政策課
3	船橋三番瀬クリーンアップ交付金	ふなばし三番瀬クリーンアップ実行委員会に対し、交付金を交付。	環境政策課
4	地球温暖化対策費	緑のカーテンの普及事業（ゴーヤの苗、種等の配布）を実施。	環境政策課
5	環境フェア交付金	環境フェア実行委員会に対し、交付金を交付。	環境政策課
6	市民まつり負担金	ふなばし市民まつり実行委員会に対し、負担金を支出。	商工振興課
7	花火大会負担金	ふなばし市民まつり実行委員会に対し、負担金を支出。	商工振興課
8	観光振興諸経費	ふなばし9路線鉄道スタンプラリー実行委員会・ふなばし銭湯スタンプラリー実行委員会等に対し、負担金を支出。 その他、観光パンフレット制作、ポケットガイド作成等を実施。	商工振興課
9	産品ブランド推進事業費	ふなばし産品ブランド協議会に対し、負担金を支出。	商工振興課
10	朝市開催事業費	ふなばし朝市委員会に対し、負担金を支出。	商工振興課
11	経済ミーティング事業費	経済ミーティング実行委員会に対し、負担金を支出。	商工振興課
12	個店の魅力向上事業費	個店の魅力向上事業（ふなばしお店グランプリ）を行うための費用。	商工振興課
13	農水産祭負担金	農水産祭実行委員会に対し、負担金を支出。	農水産課
14	生活展負担金	生き生き展実行委員会に対し、負担金を支出。	消費生活センター
15	都市緑化推進協力事業費	緑化の普及を図り、緑地の保全と緑化の推進を行うための費用。 花壇コンテスト、ふれあい花壇事業、緑と花のジャンボ市、花いっぱいまちづくり事業等を実施。	公園緑地課

16	千葉県消防協会東葛飾支部船橋分会交付金	千葉県消防協会東葛飾支部船橋分会に対し、交付金を交付。 消防フェスティバルを実施。	警防課
17	ふなばし音楽フェスティバル開催費	ふなばし音楽フェスティバル実行委員会に対し、交付金を交付。 千人の音楽祭、地域ふれあいコンサート、ふなばしミュージックストリート、まちかど音楽ステージを実施。	文化課
18	少年少女交歓大会交付金	少年少女交歓大会実行委員会に対し、交付金を交付。	青少年課
19	運動公園管理運営費	運動公園内のホテルの里において、ホテル観賞会を実施。	生涯スポーツ課

#### ⑤受益者負担額の検証が必要な事業（1事業）

受益者負担の額について、見直しが必要と考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	学校安全費	児童・生徒が学校の管理下で発生した災害に対し、治療費等を支給するため、日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済に加入するための費用。	保健体育課

#### ⑥その他検証が必要な事業（1事業）

5つの事業分類には当てはまらないが、社会情勢の変化等により、見直しが必要と考えられるもの。

	事業名	事業概要	所管課
1	有価物・資源ごみ回収費	有価物回収事業・資源ごみ回収事業を行う団体に対し、協力金を交付。 清掃思想の啓発を図り、一般廃棄物の減量活動の推進を図る事業。	クリーン推進課

## 4

## 普通建設事業の精査・見直しと公共施設マネジメント

本市は、これまで急激な人口増加に対応するために学校等の整備を優先的に進めてきていますが、一方で道路や橋りょう、公園等の都市基盤施設の整備が未だ十分とはいえない状況となっています。

また、近年では老朽化した施設の建替えのほか、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災後は学校等の耐震化に集中的に取り組んでおり、多額の市債発行により普通建設事業を進めてきました。

平成30年度（2018年度）に作成した将来財政推計では、現在130億円程度の公債費が、平成40年度（2028年度）には190億円に迫ることが見込まれ、財政の大きな圧迫要因となるおそれがあります。

今後、予定されている普通建設事業については、可能な限り市債の発行を抑制するため、事業の十分な精査を行うと同時に、集中取組期間中は、原則として新規の設計・工事の着手を凍結することを方針としていきます。

ただし、すでに工事に着手済みの事業や緊急性が高いと判断される事業については、その事業の内容について、より効率的なアプローチを行うことによりコスト縮減が行えないかの検証を行いながら実施していきます。

#### 《普通建設事業の精査・優先順位付けの方針》

分類	対象	行財政改革推進プランにおける方針
① 公共建築事業	公共施設の新設や建替え	集中取組期間中は、設計・工事着手を原則として凍結します。 ただし、凍結された事業についても事業内容の検証は継続し、集中取組期間後の事業実施の優先順位付け(先送り・計画の中止を含む)を行います。
② 都市基盤整備事業等	道路、橋りょう、都市公園、河川等	集中取組期間中は、新たな事業認可を受けて着手する都市計画道路や公園等の整備については原則として凍結します。

## 4-1 普通建設事業の優先順位付け

### ① 公共建築事業

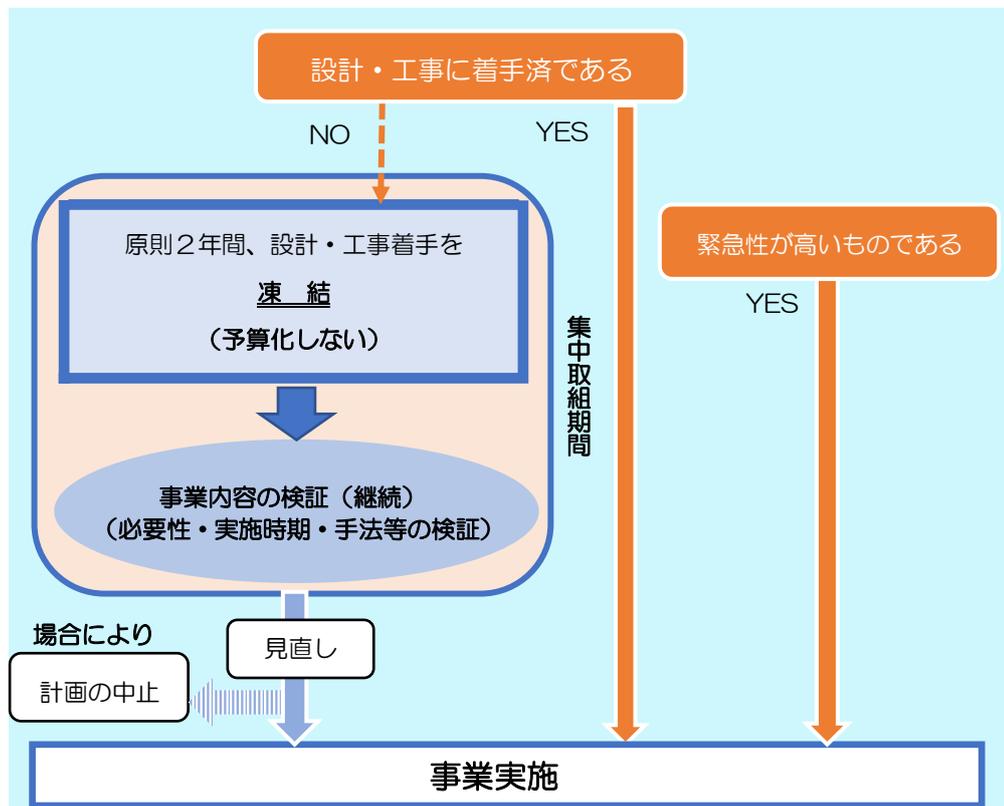
これまで、市民ニーズや地域の人口規模に応じた施設の適正配置の考え方をベースにした計画や施策方針等に基づき、さまざまな公共建築事業を実施してきました。

現在の将来財政推計では、すでに着手済みの事業だけでなく、今後予定されている大規模な公共建築事業についても将来支出見込額に積算しているところですが、今後、社会保障経費等の義務的経費が増大する中で、財源の確保が喫緊の課題であることから、これらについてもその実施時期や必要性を十分に検証したうえで実施していく必要があります。

このため、集中取組期間中は、公共建築事業の設計及び工事については原則として凍結し予算化を行わないこととしますが、事業内容の検証は継続し、集中取組期間後の事業実施の優先順位付け（先送り・計画の中止を含む）を行います。

取組項目	公共建築事業の優先順位付け
事業推進部課	企画財政部政策企画課
計画内容	集中取組期間中は、設計・工事着手を原則として凍結します。 ただし、凍結された事業についても事業内容の検証は継続し、集中取組期間後の事業実施の優先順位付け(先送り・計画の中止を含む)を行います。

### 《公共建築事業の精査と優先順位付けイメージ》



### 《集中取組期間における取組方針》

	取組方針	将来財政推計で積算している主な公共建築事業
未着手事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設計・工事着手を原則2年間凍結します。</li> <li>●ただし、事業内容の検証は継続し、集中取組期間後の事業実施の優先順位付け(先送り・計画の中止含む)を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美術館整備(京成船橋駅東地区)</li> <li>●国家公務員宿舎跡地活用事業(行田・二和)</li> <li>●消防本庁舎建替事業</li> <li>●東部公民館建替事業</li> <li>●児童相談所整備事業 等</li> </ul>
着手済事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南部清掃工場建替事業</li> <li>●(仮称)塚田第二小学校・放課後ルーム整備事業</li> <li>●医療センター建替事業(※) 等</li> </ul>

※医療センター建替事業は、千葉県保健医療計画に基づく病床配分を受け病床の整備計画が進められていることから、引き続き事業を実施します。

## ② 都市基盤整備事業等

本市における道路や公園等の都市基盤施設の整備については未だ十分とはいえない状況となっておりますが、市民ニーズは非常に高い状況となっております。今後、都市基盤整備については、ライフサイクルコストを踏まえて計画的に進めていく必要がありますが、集中取組期間中は、財政負担の軽減の観点から、新たな事業認可を受けて着手する都市計画道路や公園等の整備については原則として凍結します。

ただし、すでに着手済みの事業や既存施設の改良・維持補修に係る事業、国・県・他自治体と協調して行う事業については引き続き実施していくものとします。

また、集中取組期間後は、財政状況や市民ニーズ等を考慮しながら、事業の優先順位付けを行います。

取組項目	都市基盤整備事業等の優先順位付け
事業推進部課	企画財政部政策企画課
計画内容	集中取組期間中は、新たな事業認可を受けて着手する都市計画道路や公園等の整備については原則として凍結します。

## 4-2 普通建設事業の適正な進行管理の徹底とコスト縮減

近年の公共建築事業では、設計の過程において必要な機能の精査が十分になされず、計画策定から実際の工事完了までに当初の予定よりも事業コストが膨らんでしまう傾向が見られました。

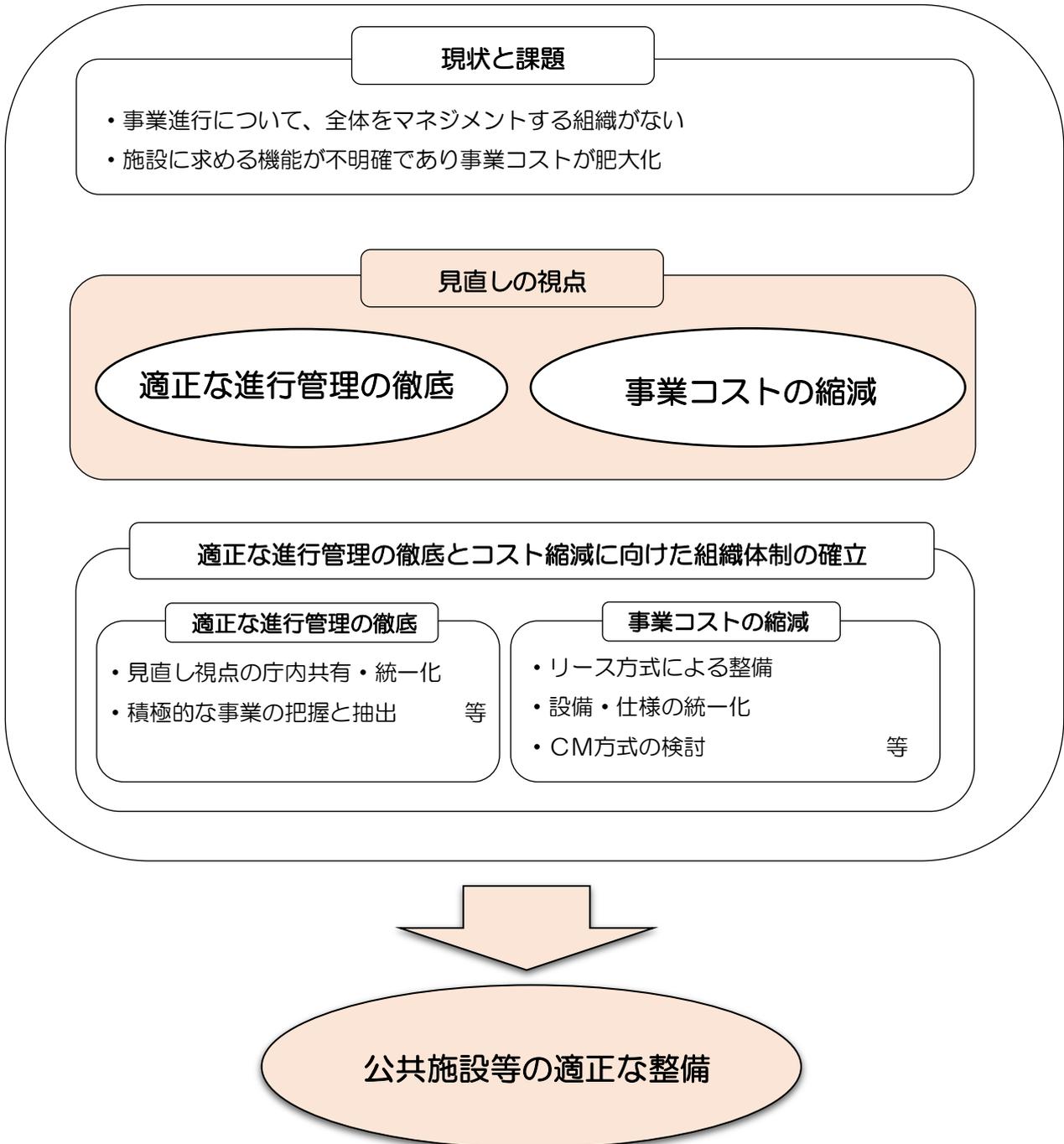
このことから、「公共建築事業設計調整会」を平成30年度（2018年度）に設置し、公共建築事業の設計内容について検証をしています。調整会の設置目的である「適正な進行管理の徹底」と「事業コストの縮減」をさらに推進するために、調整会をより実効性のある組織に再編します。

また、事業遂行に対する見直しの視点も庁内で共有・統一化することで、普通建設事業に関する新たな組織の構築と真に必要な機能を備えた公共施設等の適正な整備を行います。

<b>取組項目</b>	普通建設事業の適正な進行管理の徹底とコスト縮減	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部政策企画課	
<b>計画内容</b>	<p>積極的に対象事業の把握や抽出を行い、関係部課長を中心とした会議体で順次検証を行います。</p> <p>また、リース方式による整備、学校トイレ改修をはじめとする設備・仕様の統一化、躯体構造の適正化等、多様な視点から事業コストの縮減が図れるか協議・調整を行います。</p> <p>事業コストについては、コンストラクションマネジメント(CM)方式(※)等、事業コスト縮減や事業管理に係るノウハウの活用も必要に応じ検討していきます。</p>	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
対象事業の抽出・検証		→

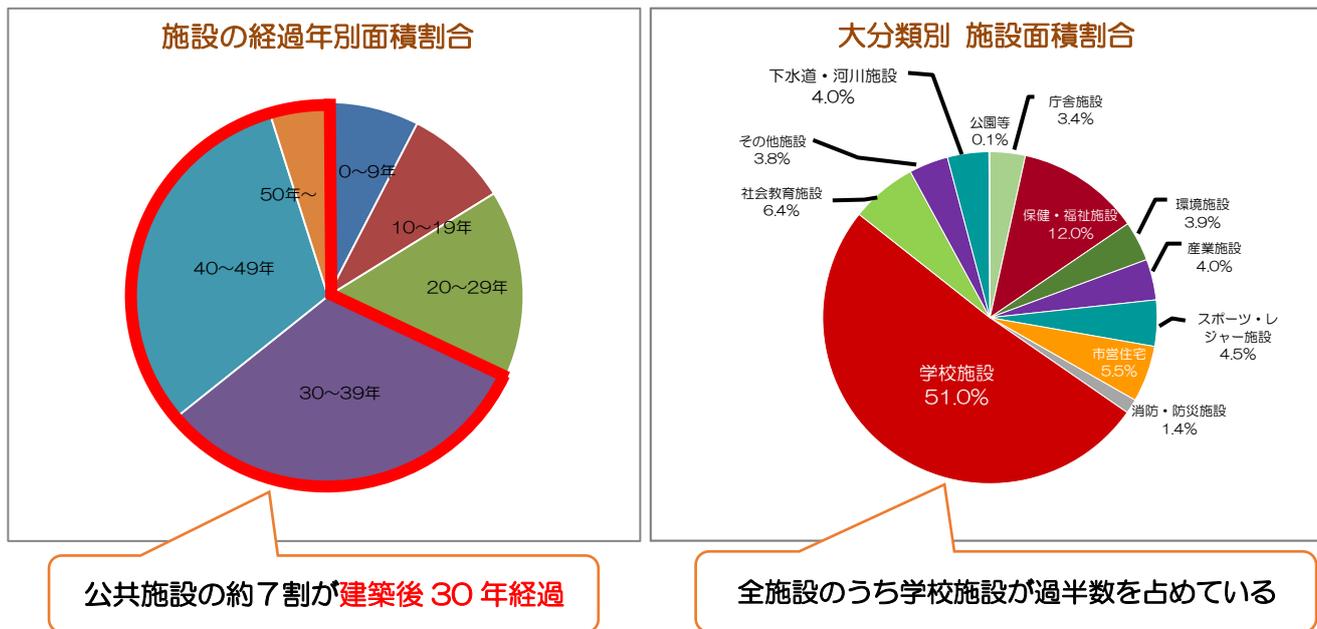
※発注者のもとで、コンストラクションマネージャーが設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工程管理、コスト管理等の各種マネジメント業務の一部または全部を行う方式。

《普通建設事業の適正な進行管理の徹底とコスト縮減の取組イメージ》



### 4-3 公共施設マネジメント

本市の公共施設は、約7割が建築後30年以上を経過し近い将来一斉に更新の時期を迎えます。今後は、公共施設の保全や更新等に多額の費用が必要になると考えられることから、社会情勢等の変化も十分に考慮し、将来を見据えた公共施設再編への総合的な取り組みを検討する必要があります。



※船橋市公共施設等総合管理計画より

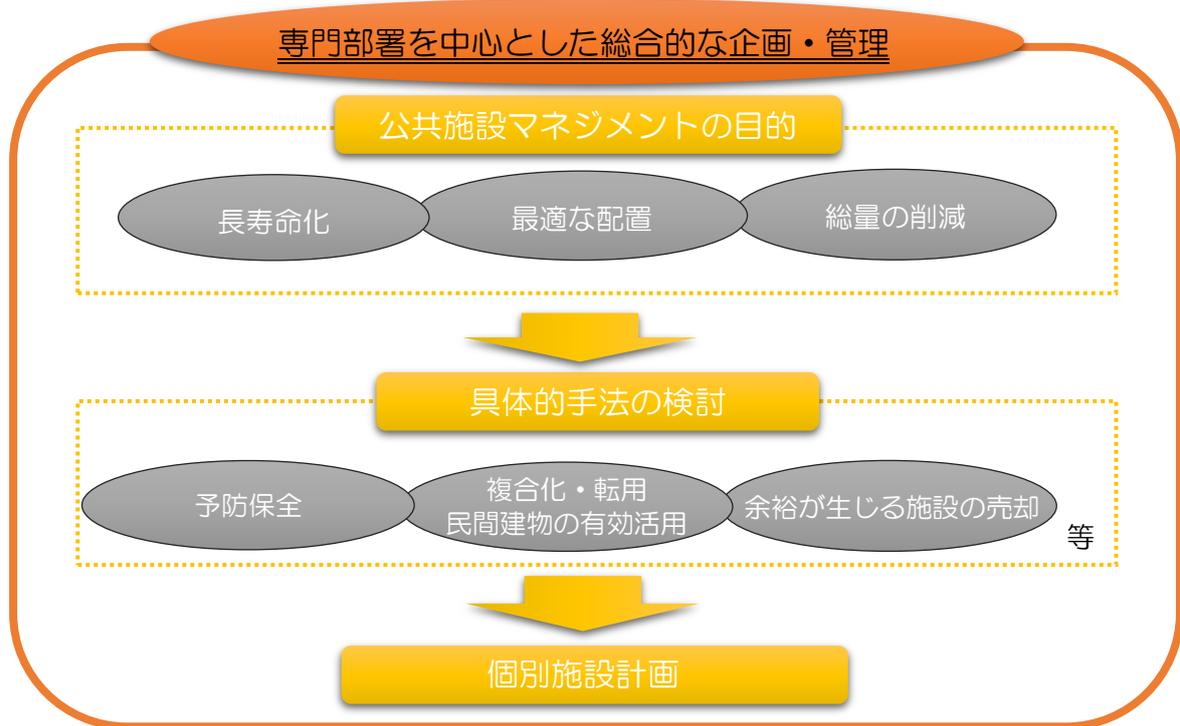
そこで、集中取組期間中に、施設の現状把握と課題の整理を行ったうえで、施設ごとに複合化、転用、民間建物の有効活用等の目指すべき方向性を検討します。

例えば、複合化を目指すとした施設については、「どのような施設との複合化を図るのか」といった具体的な視点での検討も重ねたうえで施設の方針を定め、学校や公民館、老人福祉センター等の施設類型ごとに長期的な視点で施設のあり方を検討した個別施設計画を作成することを目指します。

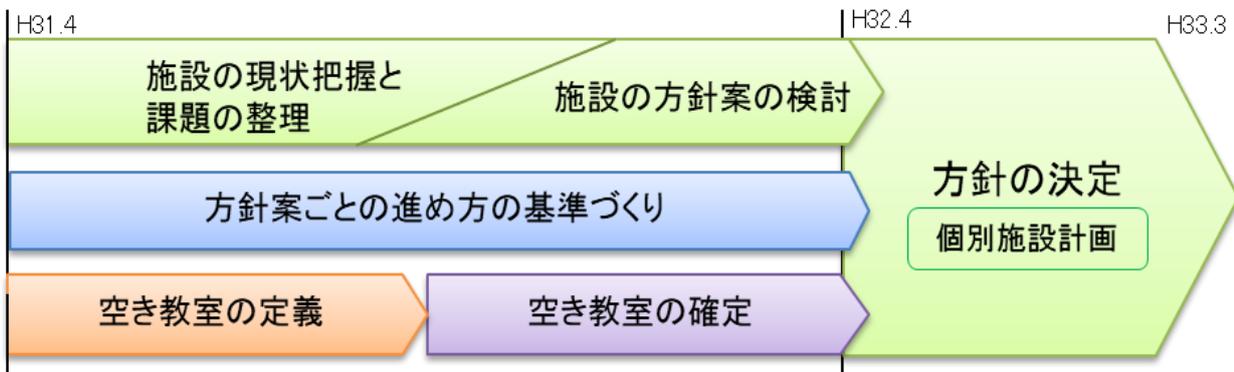
集中取組期間後は、個別施設計画の検討結果に基づき、公共施設を総合的に企画、管理及び利活用する公共施設マネジメントを推進していきます。

公共施設マネジメントは、専門部署（平成31年度（2019年度）設置）が中心となって公共施設再編における企画や立案を行い、施設所管課のみならず組織全体の情報共有を図りながら、全庁的な展開を行います。

### 《公共施設マネジメントイメージ》



### 《個別施設計画作成等スケジュール》



取組項目	公共施設マネジメントの推進	
事業推進部課	企画財政部財産管理課	
計画内容	集中取組期間中に、複合化、転用、民間建物の有効活用等の施設の方針を定め、個別施設計画作成することを目指します。 集中取組期間後は、公共施設再編における企画・立案を行う公共施設マネジメントを、専門部署が中心となって推進します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成33年度(2021年度)以降
施設の方針案の検討を踏まえ、個別施設計画作成		個別施設計画に基づく取り組みの実行と公共施設マネジメントの推進

## 5

## 受益者負担の見直し

受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に対し、そのコストに見合う適正な負担を求めるものであり、使用料・手数料等として徴収しています。

施設の維持管理や市民サービスの実施には多くのコストがかかりますが、これらは、利用していない人も含めた市民全体の税金と、利用する人（受益者）からの使用料等によって支えられています。

本市はこれまで、主に市税等の一般財源を充当することで、多くの使用料等を据え置けてきました。

しかしながら、今後の厳しい財政状況下において、安定的なサービスを提供していくためには、施設を利用する人と利用しない人、市民サービスを受ける人と受けない人の負担の公平性を考慮した適正な見直しが必要となります。

このため、受益者負担を原則としながら、受益の限度において、各種使用料・手数料等の見直しを行います。

ただし、受益者負担の見直しは多くの市民に影響を及ぼすことから、見直しにあたっては、民間企業との比較や近隣市の状況等に配慮しながら、検証を行います。

## 5-1 公共施設の使用料見直し

公共施設は、その整備及び維持管理、運営に経費がかかりますが、これらの経費は、市民の皆さまからの税金のほか、その施設を利用する人が支払う「使用料」等で賄われています。

使用料の額は、施設の市場性（収益性が高く、民間で同種のサービスが提供されているかどうか）と、公益性（その施設の設置目的が日常生活を営むうえでの必要度が高いかどうか）という観点から受益者負担の割合を考慮して算出しており、社会状況の変化を踏まえながら、利用する人と利用しない人の費用負担の公平性に考慮しつつ、適正な料金を設定していくことが必要となります。

本市においては、これまで「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」の中で、使用料算定の方法や各施設の受益者負担割合を定めていますが、社会状況や負担の公平性のほか、資本費（※）の使用料原価への算入を行うとともに、受益者負担の割合について再検討します。

なお、使用料原価については、定期的な見直しを行うとともに、使用料の減額や免除の制度についても、再度点検を行います。

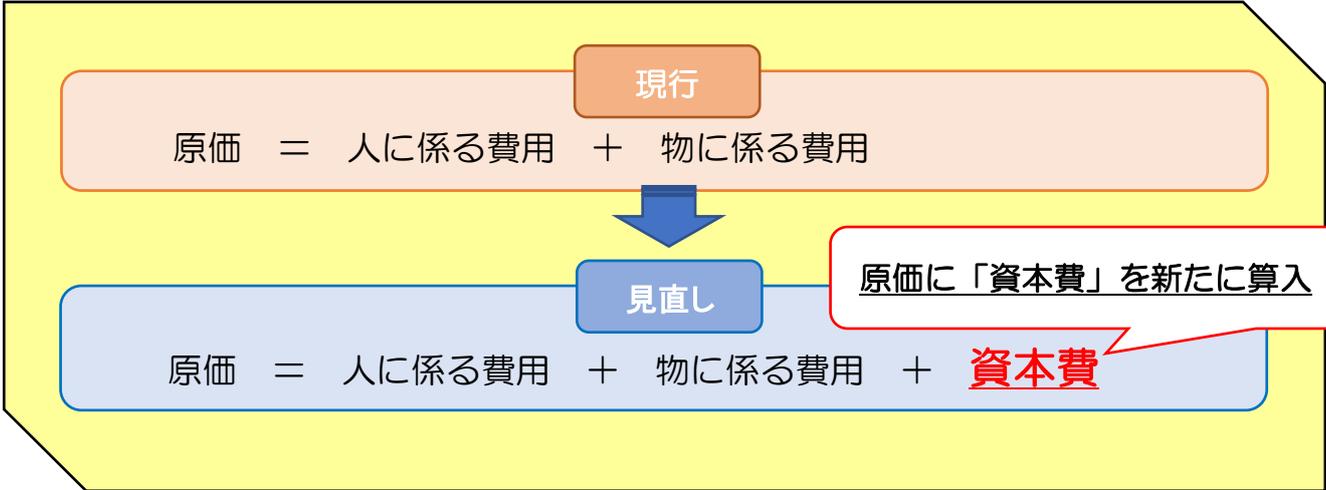
※資本費：施設の建設や改良等に係る経費

<b>取組項目</b>	公共施設の使用料の見直し	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部財政課	
<b>計画内容</b>	原則、全施設の使用料原価に資本費を算入し、受益者負担割合については再精査を行うという考え方のもと、「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」の改定を行います。 これに伴い公共施設の使用料の改定を行います。 また、使用料の減免が適切に行われているか、点検を行います。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
現行使用料の精査 「考え方」の見直し 条例改正案の提出	新使用料の施行(予定)	—

**【使用料の算定方法】**      使用料 = **原価** × **受益者負担割合**

使用料検討の  
ポイント①  
**原価（資本費）**

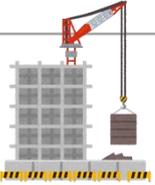
現行の使用料は、施設を維持管理するための費用のうち、「人に係る費用」と「物に係る費用」を「原価」として算定し、その原価に、施設ごとに設定した受益者負担割合を乗じて算出していますが、見直し後は、原価に「資本費」を加えて算出します。



◆算入する資本費の考え方

$$\text{資本費} = (\text{取得価格} - \text{国庫補助金等}) \div \text{耐用年数}^*$$

※法定年数



【参考】

使用料・手数料の算定基準を策定している近隣市等を調査  
(関東圏内中核市・県内近隣市 計18市)

「原価」に資本費を

算入している自治体	15市 (83.3%)
算入していない自治体	3市 (16.7%)

使用料検討の  
ポイント②

## 受益者負担割合

受益者負担割合は、「市場性」及び「公益性」の観点から施設ごとに設定しています。

平成28年度（2016年度）に各施設の受益者負担割合を設定しましたが、近隣市との比較や社会情勢の変化等により見直しの余地があるものがないか再精査していきます。

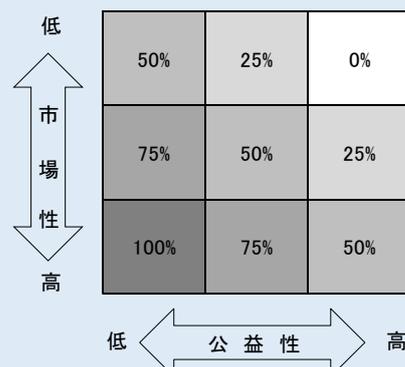
### 受益者負担割合について

#### 【市場性】

低い	高い
・民間では同種のサービスが提供されていない施設 ・収益性が低い施設	・民間でも同種のサービスが提供されている施設 ・収益性が高い施設

#### 【公益性】

低い	高い
・生活をより便利で快適にするための施設 ・個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設	・生活するうえで必要な施設 ・世代に関係なく広く市民に必要とされる施設



### 受益者負担割合の見直し検討対象施設

運動公園（野球場・陸上競技場・庭球場・プール・体育館・弓道場）  
 法典公園（庭球場・球技場）、若松公園（野球場・庭球場）  
 高根木戸近隣公園（庭球場）、北習志野近隣公園（庭球場）  
 ふなばし三番瀬海浜公園（野球場・庭球場）、総合体育館  
 武道センター、学校運動場夜間照明灯  
 行田運動広場、高瀬下水処理場上部運動広場、青少年キャンプ場

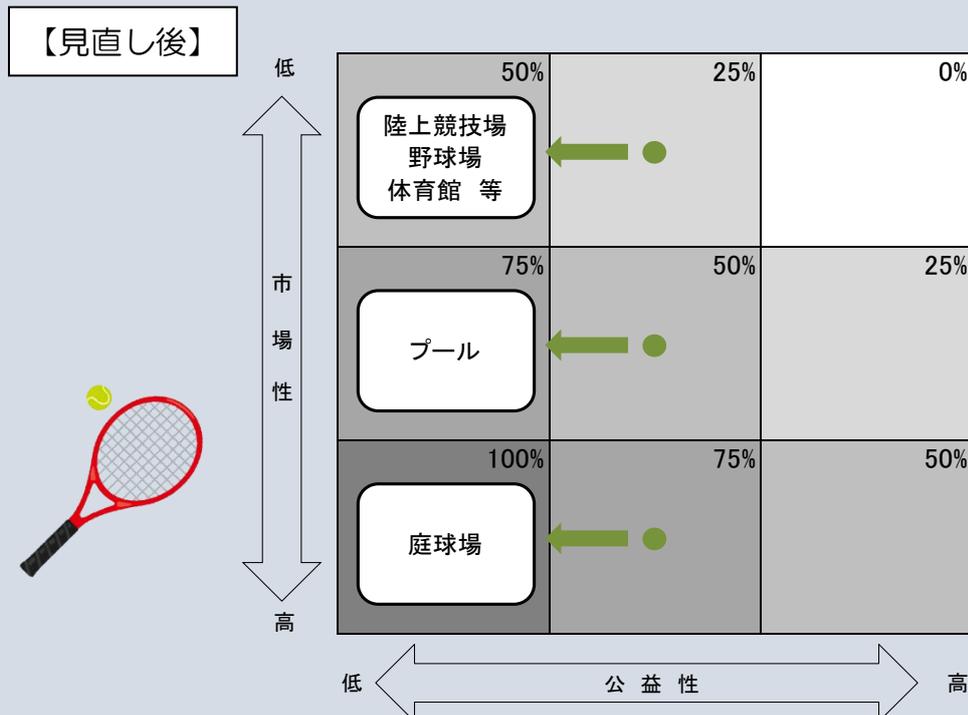
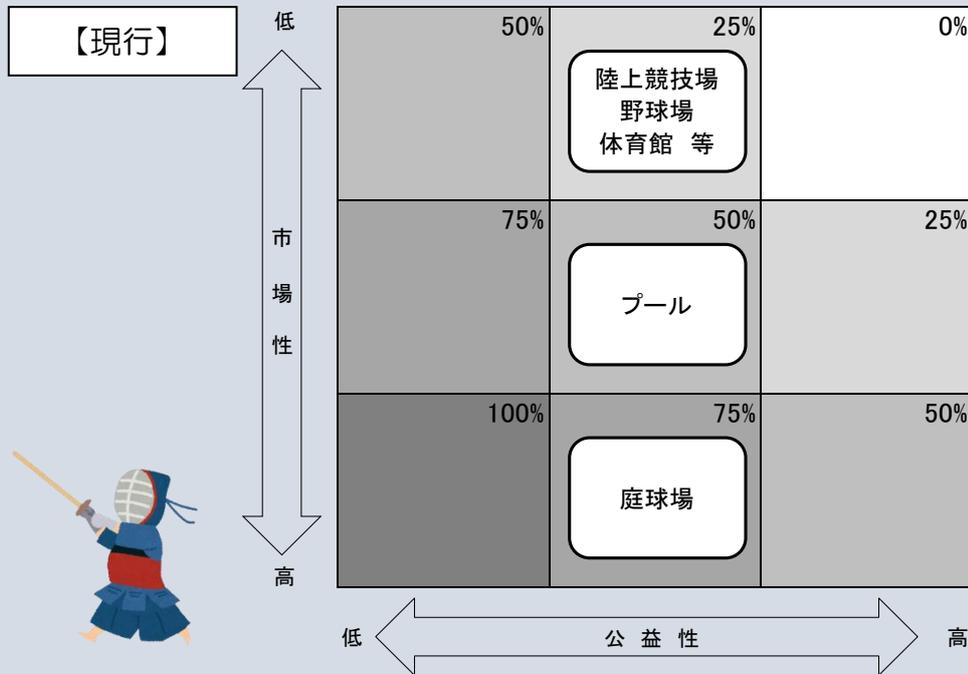
使用料検討の  
ポイント③

## 定期的な見直し 減免等

使用料原価については、定期的な見直しを行うとともに、使用料の減額や免除の制度についても、再度点検を行います。

## 受益者負担割合の見直しイメージ

運動施設は、「主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設」であり、使用するか否かは個人の判断に委ねられるもので、必ずしも公益性は高いとは言えないことから、全ての運動施設について、受益者負担割合の再検討をします。



## 5-2 公共施設の駐車場有料化

駐車場の利用者は施設の一定空間を占有し、その駐車場の整備や管理にはコストがかかっている等特定の受益が発生していることから、受益者負担の原則に立ち返り、近傍の駐車場の状況や採算性等を考慮しながら、公共施設の駐車場有料化を検討します。

現状、本市の公共施設の駐車場において、すでに有料化を実施しているのは、アンデルセン公園、ふなばし三番瀬海浜公園、総合体育館の3施設のみであり、ほとんどの施設が無料となっています。

このことから、公共施設の駐車場を有料化することで、市有財産の有効活用による財源確保に努めます。

<b>取組項目</b>	公共施設の駐車場有料化	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部財産管理課	
<b>計画内容</b>	駐車場有料化に関する基本方針を策定し、該当する施設について有料化を検討します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
各施設の駐車場状況調査 基本方針の策定 (策定後)条例改正案の提出	(駐車場整備後) 使用料徴収開始(予定)	→

### 有料化の検討方法について

公共施設に附設する駐車場の有料化に関する全市的な指針を策定し、指針の考え方に該当する施設については、所管課において具体的な検討を進めます。

#### 市が保有する駐車場の状況整理

駐車場台数、稼働状況、管理コストの把握 等

#### 全市的な指針の策定

<対象外とする施設の観点>

- ・ 駐車台数が一定規模以下の施設
- ・ 採算性が乏しい施設 等

#### 施設所管課による具体的な検討

<個別施設ごとの検討>

- ・ 利用時間と料金体系
- ・ 減免制度
- ・ 周辺駐車場の調査 等



### 5-3 国民健康保険料の見直し

平成30年(2018年)3月までは、各市町村が国民健康保険を運営しており、本市は独自に一般会計からの繰出金により国民健康保険事業特別会計の決算補填(会計上の赤字補填)を行うことで、国民健康保険料を低く据え置いてきました。

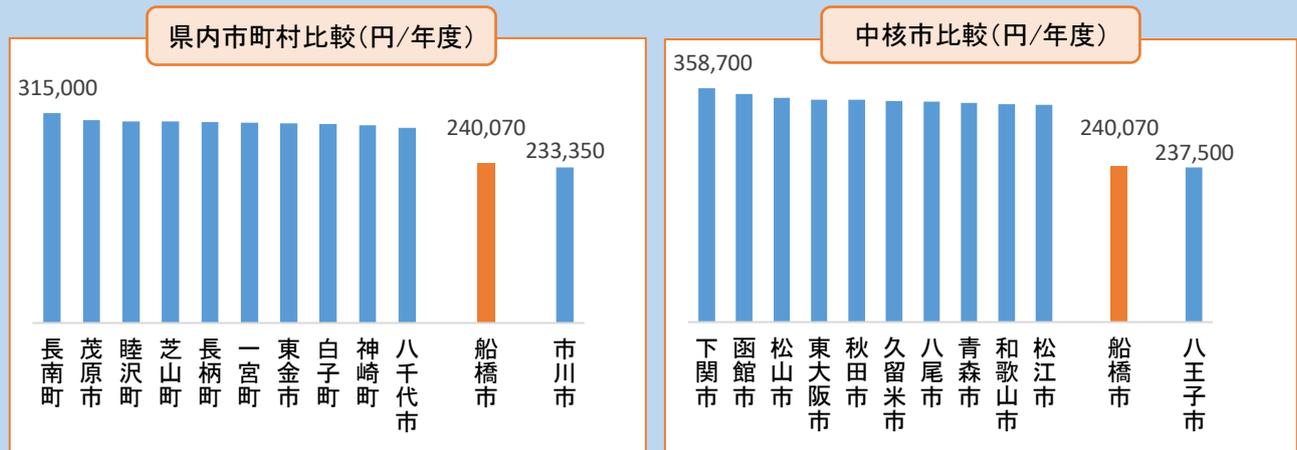
しかしながら、平成30年(2018年)4月からは、各都道府県が国民健康保険の財政運営について責任主体となったことにより、各市町村が独自に行っている国民健康保険事業特別会計への決算補填等目的繰出金について、計画的な解消が求められました。

このため、市独自の決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、段階的な保険料の見直しを行います。

<b>取組項目</b>	国民健康保険料の見直し	
<b>事業推進部課</b>	健康・高齢部国民健康保険課	
<b>計画内容</b>	決算補填等目的繰出金の計画的な解消に向けて、平成30年度(2018年度)から、原則として2年ごとに12年かけて、段階的な保険料の見直しを行います。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
医療費・被保険者数推計見直し	段階的な保険料の見直し	医療費・被保険者数推計見直し

#### 【参考：他市の国民健康保険料の比較（平成30年度）】

モデル世帯：45歳夫婦、旧ただし書き所得※150万円 ※国民健康保険料を賦課する為の所得



県内市町村における比較では、54市町村中52位と、本市の保険料は低い水準です。

中核市における比較でも、54市中51位と、本市の保険料は低い水準です。

## 5-4 下水道使用料の見直し

下水道には、「雨水」を川や海まで排水する役割と家庭や事業者から出る「汚水」を綺麗にして自然に戻す役割があります。

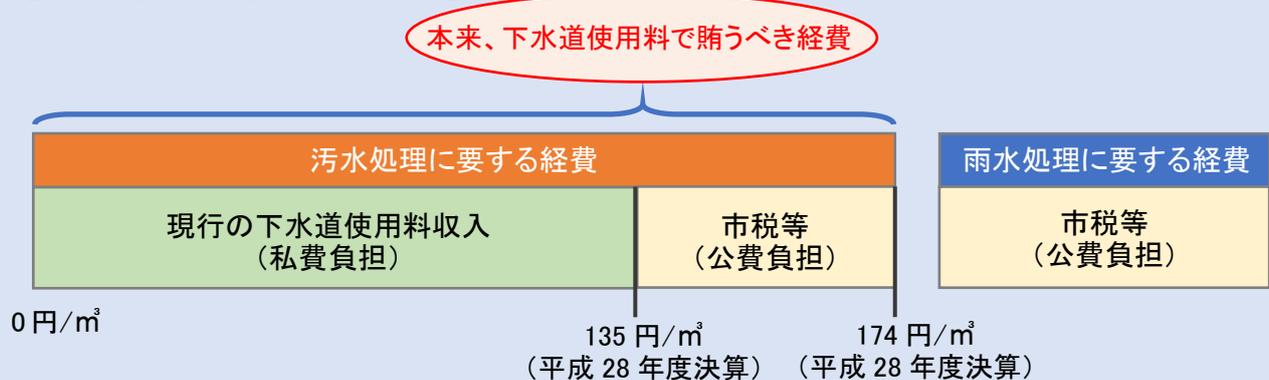
雨水処理に要する経費については、市税等の一般財源で負担し、汚水処理に要する経費は、下水道使用料で賄うことが原則です（汚水私費の原則）。

しかし、本市では汚水処理に要する経費の一部を市税等の一般財源で負担し、使用料を低く抑えています。

今後は汚水私費の原則に基づき、使用料で負担すべき経費については、全て使用料で賄うことを目指します。使用料の見直しに当たっては、経営基盤の強化や効率化を図ります。

取組項目	下水道使用料の見直し	
事業推進部課	下水道部下水道総務課	
計画内容	汚水私費の原則に基づき、下水道使用料で負担すべき経費について、全て使用料で賄うことを目指し、段階的に使用料の見直しを行っていきます。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成33年度(2021年度)以降
見直しに向けた具体的な検討	段階的な使用料の見直し	—————>

【下水道事業の経費と財源の関係】



## 5-5 保育料の見直し

各自治体は保育に関する経費の一部を市税等の一般財源から負担することで、保育料を国の基準よりも低く設定しており、その中でも本市の保育料については、近隣市や中核市と比較すると低い水準に位置しています。

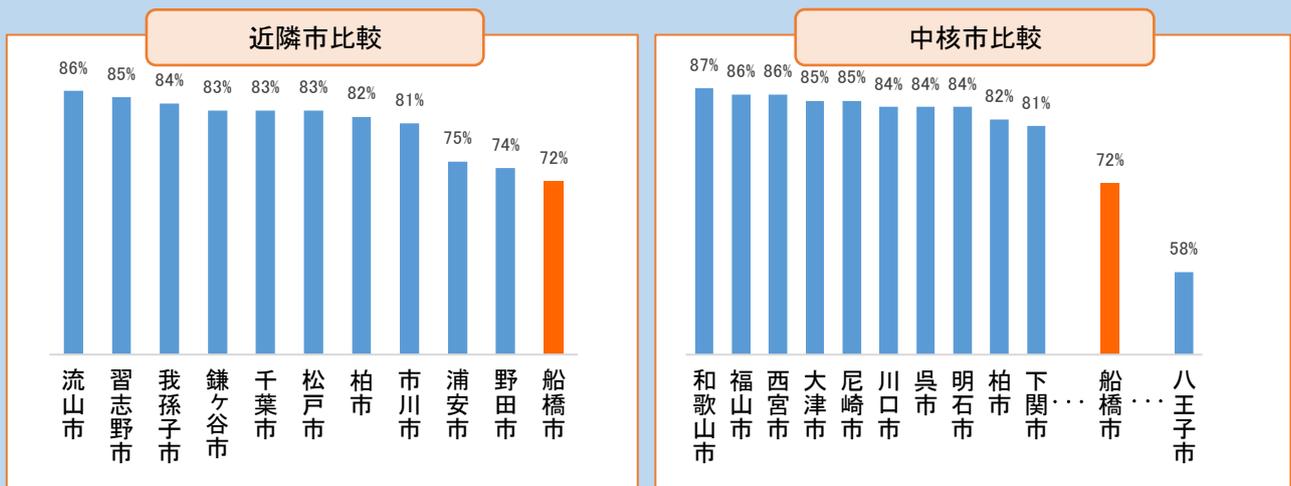
近年の保育需要の高まりや、それに伴う待機児童の解消施策等により、保育に関する経費は増加を続けており、今後も保育サービスの水準を確保していくためには、保育料水準について検討が必要です。

平成31年（2019年）10月から実施が予定されている幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ、保育料水準見直しに向けた検討を行います。

取組項目	保育料水準の見直し	
事業推進部課	子育て支援部保育認定課	
計画内容	幼児教育・保育無償化の影響を踏まえ、無償化の対象とならない市民税課税世帯の0～2歳児について、保育料の水準や見直し時期等を検討します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成33年度(2021年度)以降
保育料水準・見直し時期の検討	幼児教育・保育の無償化の影響検証 保育料見直し方針の決定	保育料の見直し

### 【他市の対国基準保育料割合（0～2歳）の比較（平成30年4月1日現在）】

保育料は、国が定める基準保育料を限度に各自治体がそれぞれ定めることとされています。国基準を100%とした場合、各自治体の保育料水準の割合を比較しました。



近隣市における比較では、11市中11位と、本市の保育料水準が最も低いです。

中核市における比較では、54市中37位と、本市の保育料水準は低い位置となっています。

## 5-6 ごみ処理の有料化

家庭系可燃ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担を求めることによる公平感の確保とごみ削減への動機付けを図るうえで有用な仕組みとされています。

家庭から出る可燃ごみの処理には年間約4.3億円（平成29年度実績）の経費がかかっており、削減に向けた取り組みが求められています。

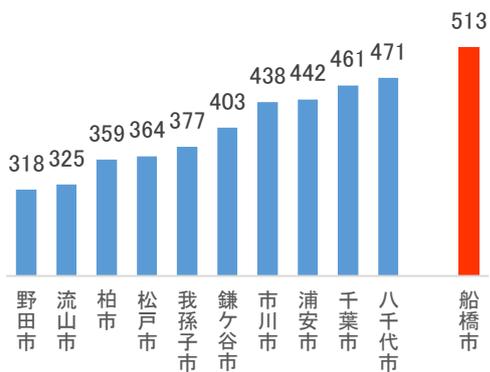
本市の家庭系可燃ごみ排出量は、県内市や中核市と比較すると多い状況であり、平成30年（2018年）10月から家庭系可燃ごみの収集回数を週3回から2回に見直し、ごみ分別の徹底等による排出量の削減に取り組んでいます。

今後、収集回数の見直しによる排出量の削減状況を踏まえ、さらなる排出量削減の取り組みとして、船橋市一般廃棄物処理基本計画において検討していくとした、家庭系可燃ごみ処理有料化の必要性について検討します。

<b>取組項目</b>	家庭系可燃ごみ処理の有料化	
<b>事業推進部課</b>	環境部資源循環課	
<b>計画内容</b>	収集回数見直しによる排出量の削減状況を踏まえ、家庭系可燃ごみ処理の有料化の必要性について検討します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
収集回数見直しによる家庭系可燃ごみの減量効果の検証	収集回数見直しによる家庭系可燃ごみの減量効果の検証 他市状況の調査及び研究	次期一般廃棄物処理基本計画の策定

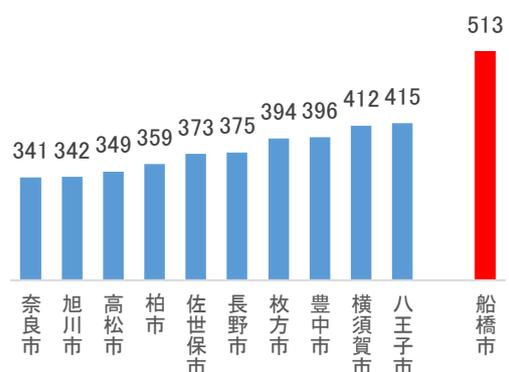
### 【他市の家庭系可燃ごみ排出量の比較（平成28年度実績）】

県内市比較（人口10万人以上）（g/年・人）



県内市（人口10万人以上）における比較では、16市中14位と、本市の排出量は多い状況です。

中核市比較（g/年・人）



中核市における比較についても、48市中40位と、本市の排出量は多い状況です。

## 6

## 安定的な財政運営のための歳入確保

多様化する市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり持続可能な財政運営を進めて行くためには、歳出の削減だけではなく、安定した財源の確保が必要であり、市税をはじめとする自主財源の確保・拡充を図ることが重要です。

特に歳入の約5割を占める市税は地方財政の根幹であり、市民がサービスを等しく享受するうえでは、確実な納付が求められますが、平成29年度（2017年度）決算における本市の市税徴収率は96.6%で、中核市平均96.8%と比較し下回っている状況です（中核市54市中32位）。

市税徴収率の向上については、徴収体制の強化を図り、毎年度定める市税徴収率の目標達成に向けた取り組みを行います。

また、市税以外の自主財源についても、現在、広告収入や清掃工場の余剰電力の売却、財産貸付等により税外収入を得ているところですが、本市の保有する資産等のさらなる活用により、自主財源の確保に向けた取り組みを行います。

## 市税徴収率の現状

		船橋市徴収率	中核市平均徴収率	順位
平成28年度	現年分	99.0%	99.1%	24位(48市中)
	繰越分	31.8%	28.8%	15位(48市中)
	合計	96.2%	96.4%	27位(48市中)
平成29年度	現年分	99.0%	99.2%	36位(54市中)
	繰越分	30.7%	28.5%	16位(54市中)
	合計	96.6%	96.8%	32位(54市中)

【出典】平成28年度：都市要覧(平成29年度版)(中核市市長会)

平成29年度：「2017年度(平成29年度)市税決算状況等について(回答集約結果)」(福山市)

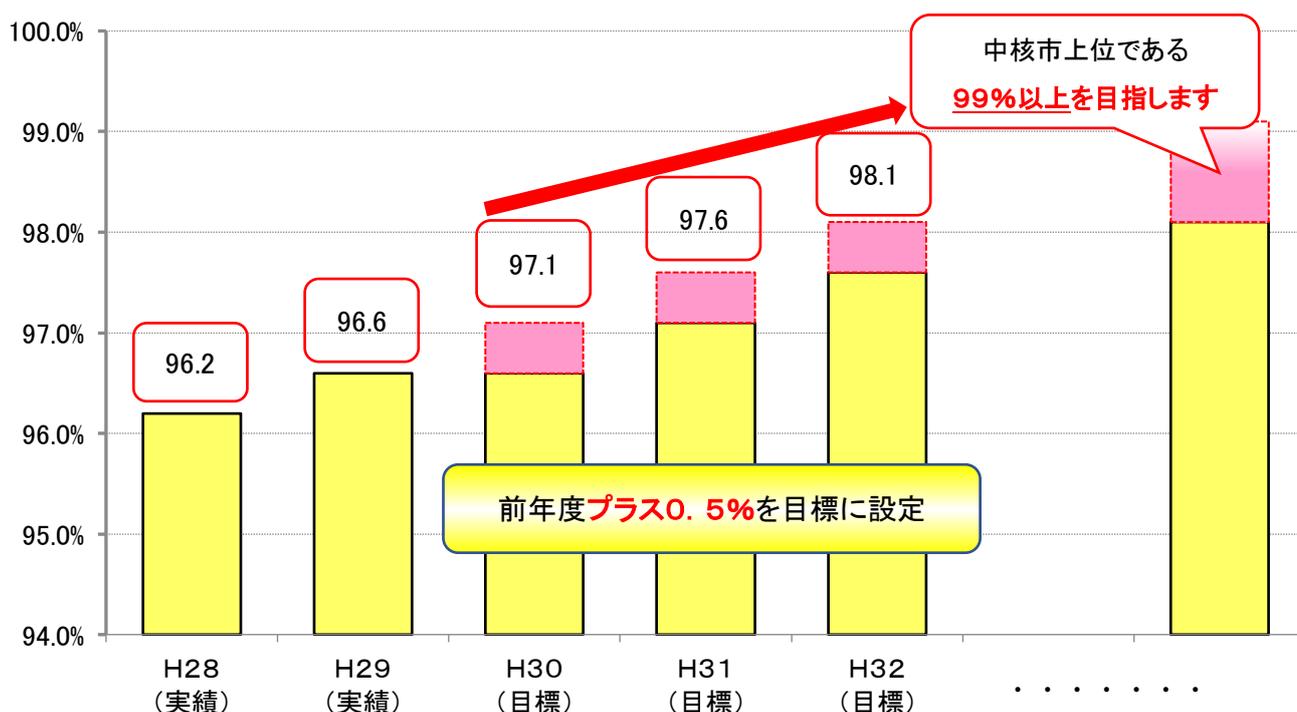
## 6-1 市税徴収率の向上

本市の市税徴収率は、平成29年度（2017年度）決算で96.6%であり、中核市平均の96.8%を下回っている状況です。そこで、市税徴収率の目標を対前年度プラス0.5%に設定し、将来的には中核市上位の徴収率である99%以上を目指します。

市税徴収率の向上に向け、組織・業務の効率化による徴収体制の強化を図るとともに、職員の滞納整理に関する専門性・実務の強化を図るほか、多様な支払方法を取り入れることにより納税しやすい環境整備に努めます。

<b>取組項目</b>	市税徴収率の向上	
<b>事業推進部課</b>	税務部税務課・市民税課・資産税課・債権管理課	
<b>計画内容</b>	組織の再編・最適化や納税コールセンター業務の拡大等による組織・業務の効率化を行うほか、国税徴収経験者を活用することで滞納整理に関するノウハウの継承による職員のスキルアップを目指します。 また、電子納付の導入を行う等納税しやすい環境づくりに努めます。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
徴収率対前年度0.5%向上に向けた取り組み	→	中核市上位の徴収率である徴収率99%以上を目指します

### 市税徴収率の目標値



《徴収率向上に向けた主な取り組み》

取組内容	概要
組織の再編・最適化	◆業務の非効率部分の解消に向けた部内組織の見直しの検討を行います。
業務委託の拡大	◆納税コールセンターの拡大や窓口業務の委託化に向けた検討を行います。
徴収部門における専門職員の配置	◆債権管理業務に関して、現在は国税徴収経験者を徴税吏員としての権限の無い指導員として週2日配置していますが、今後は徴税吏員としての権限を有する任期付一般職員として週5日配置します。
LINE-Pay の導入	◆スマートフォンの LINE アプリで市税の納付書にあるバーコードを読み取ることにより、市税を納付することができる「LINE-Pay」を導入します。 (平成31年4月導入予定)
ペイジーの導入	◆パソコンやスマートフォン、金融機関の ATM から市税を納付することができる「ペイジー」を導入します。 (平成32年導入予定)

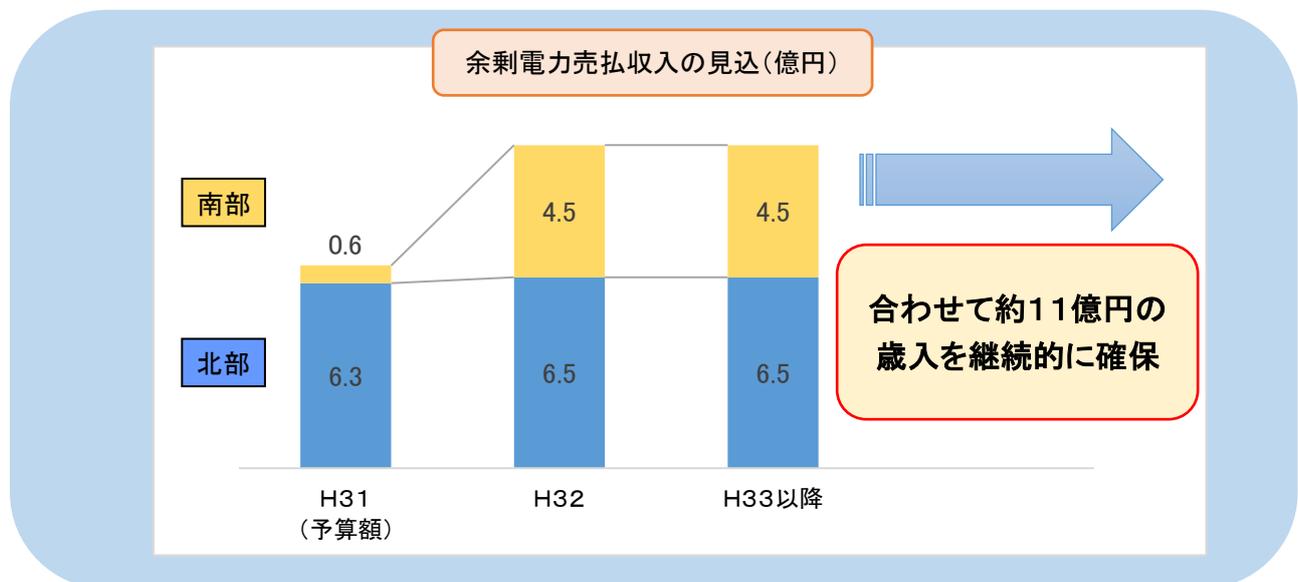
## 6-2 税外収入の確保

自主財源のさらなる確保のためには、市税徴収率向上の取り組み以外にも、自治体独自の資産や特性を活かしながら工夫していくことが重要です。

現在も庁舎内の動画広告や印刷物への広告掲載、清掃工場の余剰電力の売電、庁舎等における自動販売機設置のための財産貸付等により収入を得ています。

今後も、保有する資産等のさらなる活用や創意工夫により、より一層の税外収入の確保に取り組めます。

<b>取組項目</b>	電力売払収入	
<b>事業推進部課</b>	環境部資源循環課	
<b>計画内容</b>	北部清掃工場は、引き続き余剰電力の売却を行います。 南部清掃工場は、平成32年度(2020年度)の稼働を目指した新工場の整備を行っており、発電能力の向上による余剰電力の売払収入を拡大します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
<b>【北部清掃工場】</b> 余剰電力の売却		→
<b>【南部清掃工場】</b> (既存施設)余剰電力の売却 (新施設)平成32年度(2020年度)稼働に向けた施設整備	新清掃工場の稼働 余剰電力の売却 (余剰電力売却収入の拡大)	→



<b>取組項目</b>	消化ガス売払収入	
<b>事業推進部課</b>	下水道部下水道施設課	
<b>計画内容</b>	平成31年度(2019年度)より西浦下水処理場で、下水汚泥の発酵時に得られる消化ガスを発電事業者に売却します。(売却見込額 約4,500万円/年) また、高瀬下水処理場においても同様の事業を行うため、平成33年度(2021年度)中の売却開始を目指し、消化槽等の施設整備を行います。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
【西浦下水処理場】 消化ガスの売却		→
【高瀬下水処理場】 消化ガス売却に向けた 施設整備	→	平成33年度(2021年度)中の 売却開始予定

<b>取組項目</b>	広告収入・財産貸付収入	
<b>事業推進部課</b>	企画財政部財産管理課	
<b>計画内容</b>	公共施設へのネーミングライツの導入検討や庁舎内エレベータ等への広告掲載、市所有の未利用地等余裕ある財産の貸付を実施し、財源の確保を目指します。	
<b>取り組みスケジュール</b>		
<b>平成31年度(2019年度)</b>	<b>平成32年度(2020年度)</b>	<b>平成33年度(2021年度)以降</b>
エレベータ等への広告掲載 ネーミングライツ導入検討	導入可能箇所での実施	→

## ①行財政改革推進本部・推進会議の設置

本市の行財政改革を推進することを目的として、平成28年（2016年）4月1日に市長を本部長とする船橋市行財政改革推進本部（庁内組織）を設置しました。

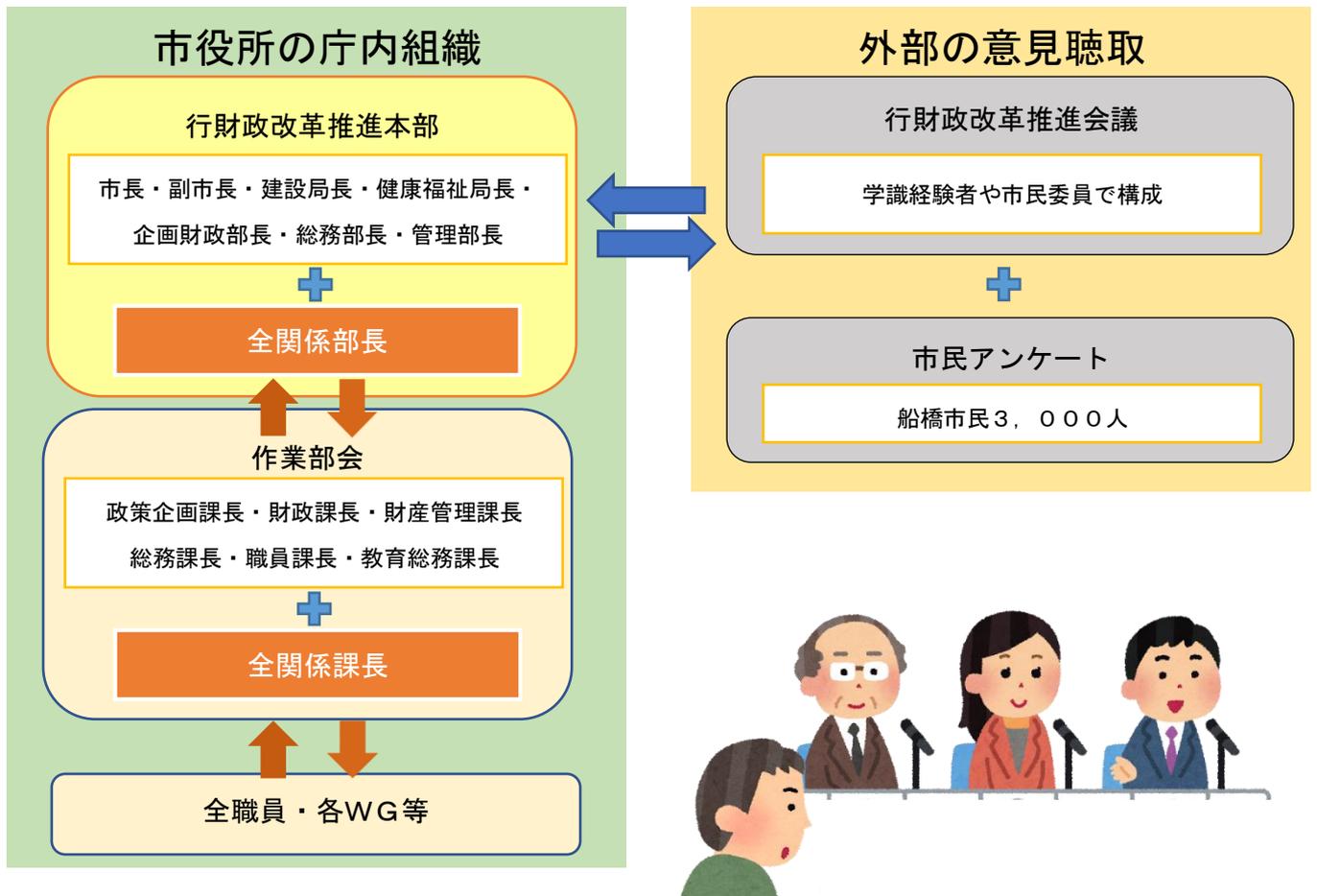
推進本部では、「将来財政推計」の作成を行ったほか、行財政改革に係る基本的な方針や重要事項に関すること等を審議しています。

さらに、平成29年度（2017年度）には、行財政改革の取り組みに関し、外部の意見を聴取するため、学識経験者や市民で構成する船橋市行財政改革推進会議を設置しました。

推進会議では、市の財政状況をはじめ、行政のさまざまな課題について意見が交わされる等、今後、市が行っていく行財政改革の取り組みに向けた各種審議が行われ、平成30年（2018年）3月に推進会議から市長へ意見書が提出されました。

## ②市民アンケートの実施

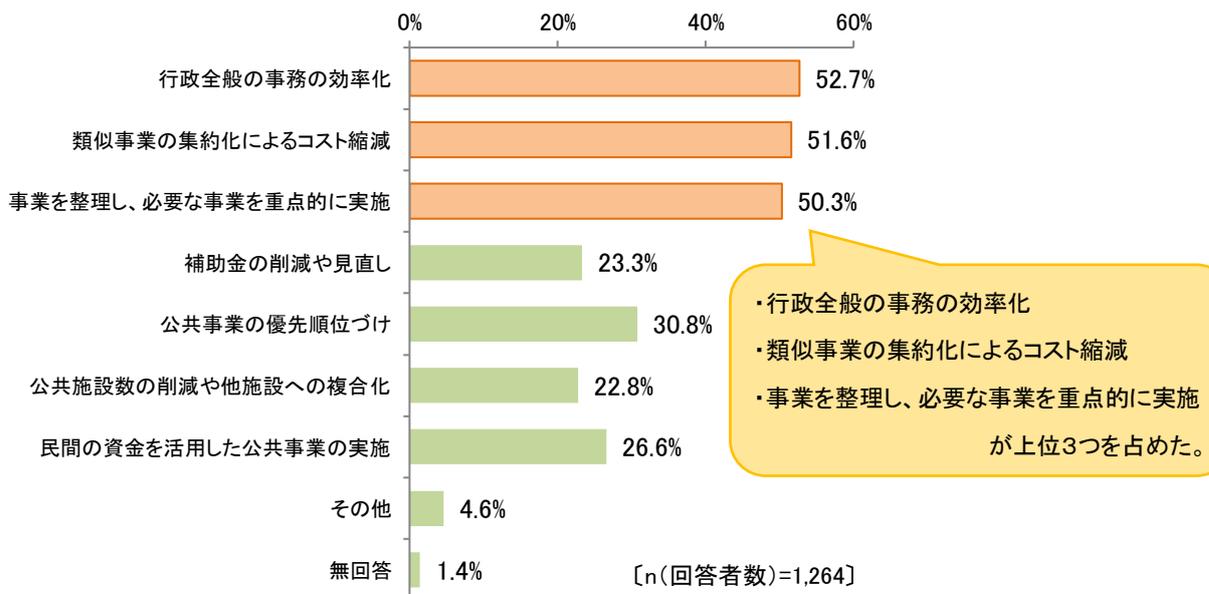
上記のほか、市民の方の意見も把握するため、無作為に抽出した市民3,000人を対象に、「行財政改革の推進に関する市民アンケート調査」を実施し、本プランの策定に至りました。



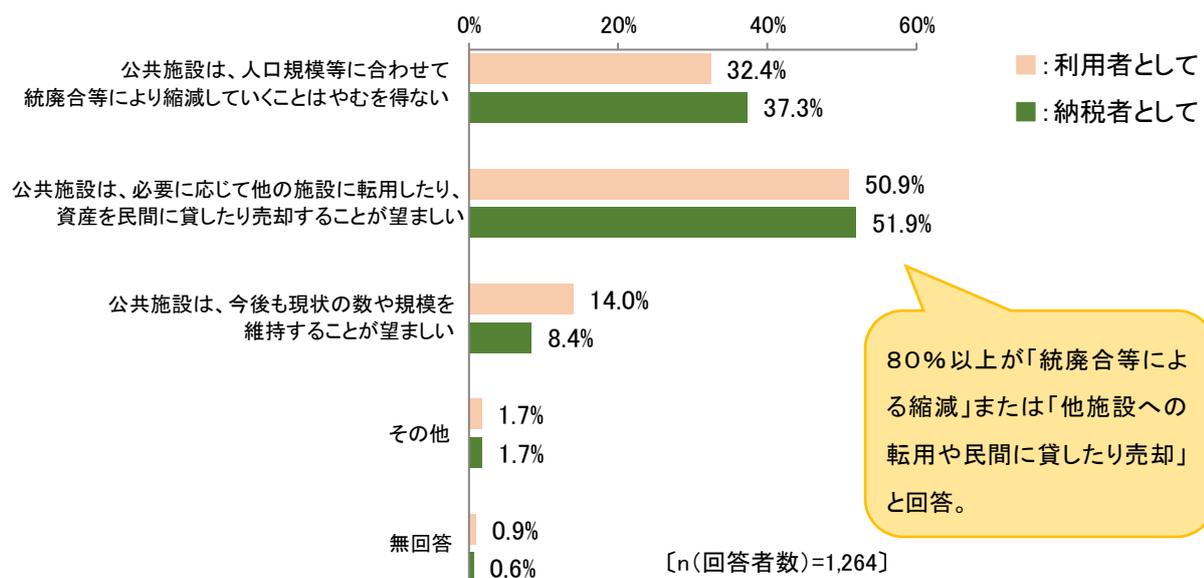
## 行財政改革の推進に関する市民アンケート（抜粋）

### 《調査結果》

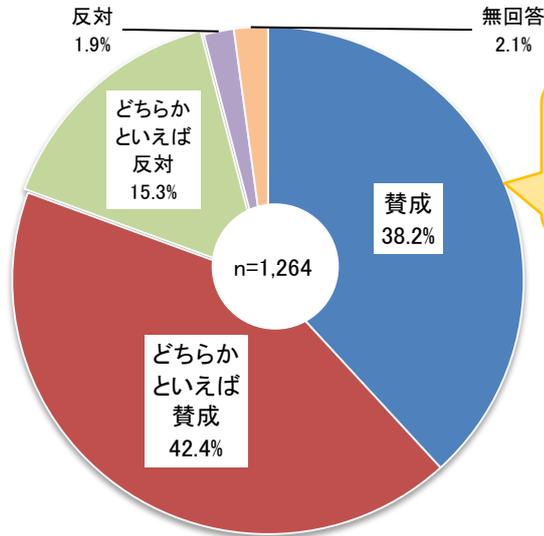
問 船橋市が支出を節減・抑制するうえで、あなたが重点的に取り組む必要があると思うものは、次のうちどれですか。（複数回答）



問 今後の公共施設のあり方について、「利用者として」または「納税者として」のあなたの考えに最も近いものは、次のうちどれですか。（単一回答）



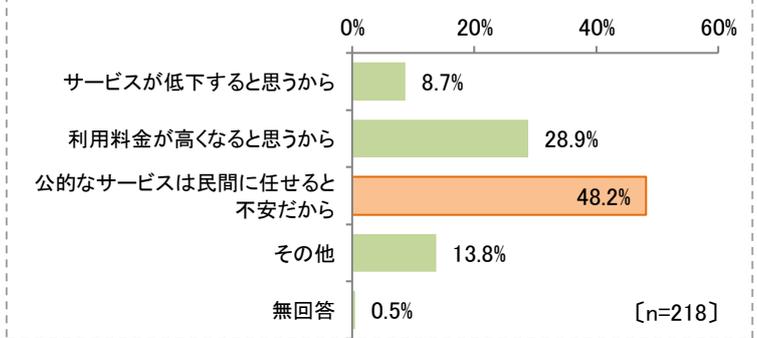
問 船橋市が、窓口業務や公共施設の管理運営等に民間事業者の力を借りることについて、あなたの考えに最も近いものは、次のうちどれですか。(単一回答)



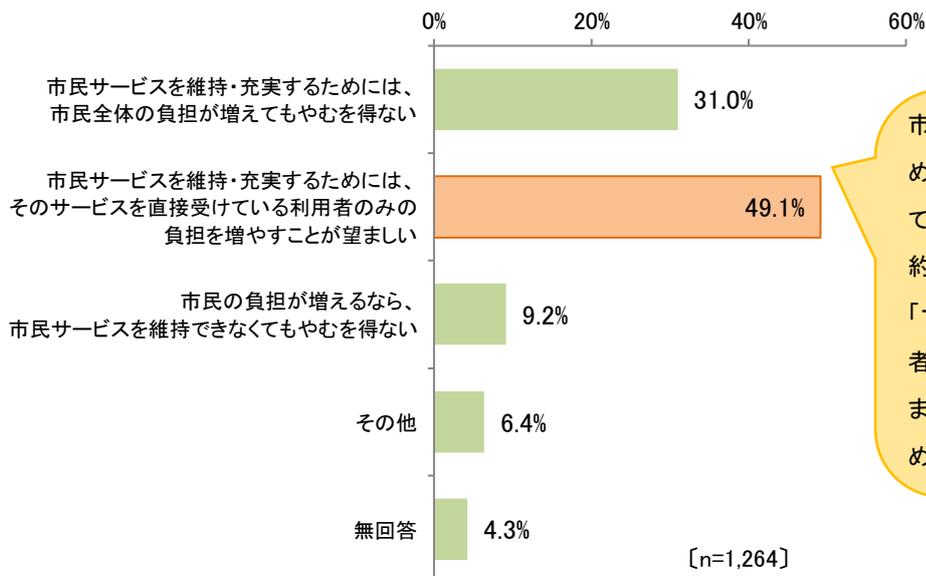
「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人が80%を超えた。

「公的なサービスは民間に任せると不安だから」という回答が約半数を占めた。

【民間活力の導入に反対の理由】



問 今後の市民サービスの水準と費用負担の関係について、あなたの考えに最も近いものは、次のうちどれですか。(単一回答)



市民サービスを維持・充実するためには、「市民全体の負担が増えてもやむを得ない」という回答が約30%。  
「サービスを直接受けている利用者だけの負担を増やすことが望ましい」という回答が約50%を占めた。